

平成 30 年 3 月 市議会定例会  
提 出 議 案 の 要 旨

目 次

1 報告案件 .....	1
2 議決案件 .....	10
3 同意案件 .....	66
4 参考図 .....	67

※ この資料は、議会開会当日、議場  
へ持参してください。

資料作成 平成 30 年 2 月 15 日



## 1 報告

### 報告第1号 専決処分の報告について

#### 【処分内容等】

##### 1 損害賠償額の決定について

###### (1) 農道の管理瑕疵による物損事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
平成29年12月25日 豊専第41号	平成29年11月28日午後7時頃、和会町西八幡において、相手方車両が走行していたところ、路面に生じていた穴にタイヤを落としたもの
損 害 賠 償 額	18,886円
相 手 方 の 損 害 の 程 度	左前部のタイヤの損傷
過失割合	豊田市50%、相手方50%
備 考	<p>1 事故発生の原因 通過車両による荷重、振動、衝撃等により舗装が損傷し、路面に穴が生じたことによる。</p> <p>2 担当課 産業部農林振興室農地整備課</p> <p>3 事故の防止策 現場周辺の舗装を修繕するとともに、市民からの情報提供等により舗装の損傷箇所の早期発見に努め、修繕作業を迅速に実施する。</p>

(2) 公用車による交通事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
平成30年1月22日 豊専第1号	平成29年10月16日午前10時40分頃、西中山町猿田地内において、公用車で走行中、左折すべき交差点を誤つて直進したため、後退したところ、右後方に駐車中の相手方車両に接触したもの
損 害 賠 償 額	102,302円
相 手 方 の 損 害 の 程 度	右後部バンパーの損傷
過 失 割 合	豊田市100%、相手方0%
備 考	<p>1 事故発生の原因 後退時における後方確認が不十分であったことによる。</p> <p>2 事故当事者の所属 保健部地域保健課</p> <p>3 事故の防止策 職場において、同乗者がない場合で、雨粒により窓越しの目視等が困難な状況で後退しなければならないときは、窓やドアを開け、直接後方の状況を確認することについて、周知徹底を図った。</p>

2 工事請負契約の変更について

(1) 豊田市立駒場小学校施設保全改修工事

区分	金額(単位 円)	議決議会、専決年月日等
変更前金額 (議決金額)	A 213,840,000	平成29年6月市議会定例会 議案第68号
変更後金額 (今回)	B 212,436,000	平成30年1月30日 豊専第2号
増減額	B-A △ 1,404,000	
主な 変更内容	1 校舎及び屋内運動場の外壁の補修工事の減少 (1) 浮きの補修 226.2m <sup>2</sup> → 25.2m <sup>2</sup> (2) 足場を架設し、外壁の劣化の程度を現地調査したところ、補修が不要な箇所が確認されたため  2 受水槽周りの配管口径の変更 (1) 配管口径 直径50mm → 直径20mm (2) 上下水道局との協議により、配管口径を縮小することが適切と判断したため	
備考	1 相手方 豊田市西山町五丁目2番地3 斎藤組建設株式会社 代表取締役 斎藤 孝  2 担当課 学校教育部学校づくり推進課  3 完成日 平成30年1月31日	

(2) 豊田市立堤小学校施設保全改修工事

区分	金額(単位 円)	議決議会、専決年月日等
変更前金額 (議決金額)	A 264,600,000	平成29年6月市議会定例会 議案第69号
変更後金額 (今回)	B 259,956,000	平成30年2月9日 豊專第7号
増減額	B-A △ 4,644,000	
主な 変更内容		<p>1 校舎の屋上の防水層の撤去の取りやめ            (1) 防水層の撤去 1,062 m<sup>2</sup> → 0 m<sup>2</sup>            (2) 校舎の屋上の防水層の状態を確認したところ、撤去しなくとも屋上の防水改修に支障がないことが判明したため</p> <p>2 校舎及び屋内運動場の外壁の補修工事の減少            (1) 浮きの補修 304 m<sup>2</sup> → 153 m<sup>2</sup>            ひび割れの補修 583 m → 245 m            (2) 足場を架設し、外壁の劣化の程度を現地調査したところ、補修が不要な箇所が確認されたため</p>
備考	1 相手方 豊田市堤町下丸山1番地 株式会社白武 代表取締役 甲村 武文 2 担当課 学校教育部学校づくり推進課 3 完成予定日 平成30年2月28日	

(3) 豊田市立足助中学校施設保全改修工事

区分	金額(単位 円)	議決議会、専決年月日等
変更前金額 (議決金額)	A 221,400,000	平成29年6月市議会定例会 議案第70号
変更後金額 (今回)	B 226,800,000	平成30年1月30日 豊專第4号
増減額	B-A 5,400,000	
主な 変更内容	1 校舎棟の屋上防水改修の施工方法の変更 (1) 防水シートの固定方法 密着工法 → 機械固定工法 水勾配の再調整の実施 228m <sup>2</sup> (2) 既設の防水層を撤去したところ、下地が想定より劣化していたため  2 家庭科室の給湯配管の更新の追加 (1) 家庭科室の給湯配管を更新するもの (2) 施工を通じて、漏水の原因が給湯配管の老朽化であることが判明したため	
備考	1 相手方 豊田市陣中町二丁目2番地8 株式会社大幸 代表取締役 大澤 利泰  2 担当課 学校教育部学校づくり推進課  3 完成日 平成30年1月31日	

(4) 豊田市立小原中学校施設保全改修工事

区分	金額(単位 円)	議決議会、専決年月日等
変更前金額 (議決金額)	A 152,280,000	平成29年6月市議会定例会 議案第71号
変更後金額 (今回)	B 167,184,000	平成30年1月30日 豊専第3号
増減額	B-A 14,904,000	
主な 変更内容		<p>1 屋内運動場の屋根の重ね葺きの追加            (1) 屋内運動場の防水改修として、屋根の重ね葺きを追加するもの            (2) 工事中に雨漏りが発生し、調査を行ったところ、屋根の鉄板の劣化が原因であることが判明したため</p> <p>2 校舎及び屋内運動場の外壁の補修工事の増加            (1) 浮きの補修 0 m<sup>2</sup> → 52 m<sup>2</sup>            外壁のタイルの撤去 102 m<sup>2</sup>            (2) 足場を架設し、外壁の劣化の程度を現地調査したところ、補修が必要な箇所が確認されたため</p>
備考	1 相手方 豊田市浄水町伊保原465番地1 藤本建設株式会社 代表取締役 稲葉 俊伸 2 担当課 学校教育部学校づくり推進課 3 完成日 平成30年1月31日	

(5) 豊田市足助消防署救助訓練施設整備工事

区分	金額(単位 円)	議決議会、専決年月日等
変更前金額 (議決金額)	A 170,100,000	平成28年12月市議会定例会 議案第125号
変更後金額 (今回)	B 174,914,640	平成30年1月31日 豊専第5号
増減額	B-A 4,814,640	
主な 変更内容		<p>1 L型擁壁の杭打ちの工法の追加            (1) L型擁壁の杭打ちの工法に、ダウンザホールハンマー工法を追加するもの            (2) 杭打ちの工事において、地盤中に転石等が多く含まれており、プレボーリング工法のみでは杭打ちが困難であることが判明したため</p> <p>2 地盤から発生した転石等の運搬処理数量の変更            (1) 転石 0 m<sup>3</sup> → 336.2 m<sup>3</sup>            アスファルト 0 m<sup>3</sup> → 11.9 m<sup>3</sup>            無筋コンクリート 365.7 m<sup>3</sup> → 330.6 m<sup>3</sup>            (2) 掘削等により、地盤中に想定数量以上の転石等が埋設されていることが判明したため</p>
備考	1 相手方 豊田市青木町四丁目35番地2 株式会社成瀬組 代表取締役 成瀬 丙午	
	2 担当課 消防本部総務課	
	3 完成予定日 平成30年2月16日	

(6) 豊田市足助消防署整備工事

区分	金額(単位 円)	議決議会、専決年月日等
変更前金額 (議決金額)	A 273,576,798	平成29年9月市議会定例会 議案第89号
変更後金額 (今回)	B 274,462,803	平成30年2月8日 豊専第6号
増減額	B-A 886,005	
主な 変更内容		<p>1 本館棟の外壁の補修工事の増加            (1) 浮きの補修 0 m<sup>2</sup> → 27.7 m<sup>2</sup>            ひび割れの補修 0 m → 12.9 m            欠損の補修 0箇所 → 786箇所            (2) 足場を架設し、外壁の劣化の程度を現地調査したところ、補修が必要な箇所が確認されたため</p> <p>2 本館棟の玄関の屋根の防水工事の追加            (1) 本館棟の玄関の屋根にウレタン塗膜防水を施工するもの            (2) 玄関ホールの工事中に雨漏りの跡が確認され、調査を行ったところ、屋根の防水層の劣化が原因であることが判明したため</p>
備考	1 相手方 豊田市浄水町伊保原465番地1 藤本建設株式会社 代表取締役 稲葉 俊伸 2 担当課 消防本部総務課 3 完成予定日 平成30年3月15日	

(7) 豊田花園土地区画整理事業 1号調整池築造工事

区分	金額(単位 円)	議決議会、専決年月日等
変更前金額 (議決金額)	A 432,000,000	平成28年9月市議会定例会 議案第101号
変更後金額 (1回目)	B 439,048,080	平成29年11月17日 豊専第40号
変更後金額 (今回)	C 442,223,280	平成30年2月9日 豊専第8号
増減額	B-A 7,048,080 C-B 3,175,200 C-A 10,223,280	
主な 変更内容	1 排水ポンプの運転日数の増加 (1) 108日 → 328日 (2) 土質を調査した結果、地下水位が高く、掘削から埋戻しまでの作業の間、水替え用の排水ポンプを稼働する必要があることが判明したため  2 構造物の撤去数量の増加 (1) 宅地擁壁の撤去 11m <sup>3</sup> → 20m <sup>3</sup> ネットフェンスの撤去 0m → 242m (2) 宅地擁壁の埋設部分の撤去量が想定以上に多かったため及びネットフェンスが掘削残土の仮置きの支障となつたため	
備考	1 相手方 太啓・市川建設共同企業体 代表者 豊田市東梅坪町十丁目3番地3 太啓建設株式会社 取締役社長 大矢 伸明  2 担当課 都市整備部市街地整備課  3 完成予定日 平成30年2月20日	

## 2 議決

### 議案第1号 豊田市路上喫煙の防止等に関する条例

#### 【要旨】

市民等の身体及び財産に係る被害を防止し、安心かつ安全で快適な生活環境の確保に寄与するため、路上喫煙の防止等に関し、必要な事項を定める。

#### 1 用語の意義

##### (1) 喫煙

たばこを吸うこと又は火のついたたばこを所持することをいう。

##### (2) 路上喫煙

道路、広場、公園その他の屋外の公共の場所（喫煙所を除く。）において、喫煙すること（自動車の車内で喫煙することを除く。）をいう。

##### (3) 市民等

本市に居住し、若しくは滞在し、又は本市を通過する者をいう。

##### (4) 自転車等

原動機付自転車、自転車及び自動二輪車をいう。

#### 2 市の責務

市は、路上喫煙の防止等に関し、必要な啓発、市民等及び事業者の自主的な活動の支援その他必要な施策の実施に努めなければならない。

#### 3 市民等及び事業者の責務

##### (1) 市民等及び事業者は、市が実施する施策に協力しなければならない。

##### (2) 市民等は、歩行喫煙（自転車等に乗りながら喫煙することを含む。）その他他人に迷惑を及ぼす喫煙をしないように努めなければならない。

##### (3) 市民等は、喫煙をするときは、備付けの灰皿又は携帯用吸い殻入れを使用することにより、たばこの火を適正に管理するとともに、たばこの吸い殻を適正に処理しなければならない。

#### 4 共働

市、市民等及び事業者は、路上喫煙の防止等に関し、相互に連携し、及び共働するものとする。

#### 5 路上喫煙禁止区域内における路上喫煙の禁止

市民等は、路上喫煙禁止区域内において路上喫煙をしてはならない。

## 6 路上喫煙禁止区域の指定

- (1) 市長は、安心かつ安全で快適な生活環境を確保するために路上喫煙を禁止することが特に必要と認める区域を、路上喫煙禁止区域として指定することができる。
- (2) 市長は、路上喫煙禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ当該区域の住民、関係団体等の意見を聞くものとし、路上喫煙禁止区域を指定したときは、その旨及び規則で定める事項を告示するとともに、市民等に周知するよう努めるものとする。
- (3) 路上喫煙禁止区域を指定したときは、分煙の促進に資するため、当該区域及びその周辺における喫煙所の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

## 7 違反者に対する指導

市長は、5の路上喫煙禁止区域内における路上喫煙の禁止に違反した者に対し、是正するために必要な措置をとるべきことを指導することができる。

### 【備考】

施行期日 公布の日

【担当課：清掃業務課】

## 議案第2号 豊田市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例

### 【要旨】

愛知県からの幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る権限の移譲に伴い、当該認定こども園の職員の配置、職員の資格、施設、設備等に関する基準に関し、必要な事項を定める。

### 1 この条例が認定の対象とする認定こども園の類型

#### (1) 幼稚園型認定こども園

次のいずれかに該当する施設

ア 幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園

イ 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの

(ア) 当該施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されているもの

(イ) 当該施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うもの

#### (2) 保育所型認定こども園

保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所

#### (3) 地方裁量型認定こども園

保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設

### 2 認定こども園を設置し、又は運営する者の欠格事由

暴力団員若しくは暴力団関係者又は役員に暴力団関係者がいる法人その他の団体は、認定こども園を設置し、又は運営することができない。

### 3 職員の配置

#### (1) 認定こども園は、次に掲げる員数以上の職員を置かなければならない。

子どもの区分	員　　数
満1歳未満の子ども	おおむね3人につき1人
満1歳以上満3歳未満の子ども	おおむね5人につき1人
満3歳以上満4歳未満の子ども	おおむね15人につき1人
満4歳以上満5歳未満の子ども	おおむね28人につき1人
満5歳以上の子ども	おおむね30人につき1人

(2) 満3歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するものに共通する4時間程度の利用時間においては、学級を編制し、学級ごとに担当する職員を1人以上置かなければならない。この場合における1学級の子どもの数は、35人以下とする。

#### 4 職員の資格

- (1) 認定こども園に置く職員のうち満3歳未満の子どもの保育に従事する職員は、保育士の登録を受けた者でなければならない。
- (2) 認定こども園に置く職員のうち満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する職員は、幼稚園に係る教育職員免許法に規定する免許状を有する者であり、かつ、保育士でなければならない。

#### 5 施設、設備等

- (1) 1(1)イに該当する幼稚園型認定こども園にあっては、幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が同一の敷地内又は隣接する敷地内になければならない。
- (2) 認定こども園の園舎の面積は、次に掲げる面積以上でなければならない。ただし、過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域その他規則で定める地域（以下「過疎地域等」という。）に存する保育所等が、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、(4)本文（満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、(4)本文及び(9)）に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

学　級　数	面積 (m <sup>2</sup> )
1学級	180
2学級以上	320 + 100 × (学級数 - 2)

- (3) 認定こども園には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けなければならない。
- (4) 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上でなければならない。ただし、満3歳以上の子どもについては、過疎地域等に存する幼稚園又は保育機能施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、その園舎の面積が(2)本文に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

(5) 屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準を満たさなければならない。ただし、過疎地域等に存する保育所等が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であってアの基準を満たすときはイの基準を、過疎地域等に存する幼稚園又は保育機能施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であってイの基準を満たすときはアの基準を、それぞれ満たすことを要しない。

ア　満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上あること。

イ　満2歳以上満3歳未満の子どもの数に3.3平方メートルを乗じて得た面積に、次に掲げる面積を加えて得た面積以上であること。

学級数	面積(m <sup>2</sup> )
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

(6) 認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。

(7) 次に掲げる要件の全てを満たす認定こども園は、(6)にかかわらず、満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、当該認定こども園外で調理し、及び搬入する方法により行うことができる。この場合において、満3歳未満の子どもの保育を行わない場合であって、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定こども園において行なうことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えているときは、(3)にかかわらず、調理室を設けないことができる。

ア　子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得る体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

イ　当該認定こども園若しくは他の施設、保健所又は市の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等の栄養士による必要な配慮が行われること。

ウ　調理業務の受託者は、当該認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること。

エ　子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

オ　食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

- (8) 幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供について、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う子どもの数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼稚園型認定こども園は、(3)にかかわらず、調理室を設けないことができる。この場合において、当該幼稚園型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えるものとする。
- (9) 認定こども園において満2歳未満の子どもの保育を行う場合は、(3)により設けるものとされる施設に加え、当該子ども1人につき3.3平方メートル以上の面積を有する乳児室又はほふく室を設けなければならない。

## 6 教育及び保育の内容

認定こども園は、当該認定こども園における教育及び保育について、次に掲げる要件の全てを満たす全体的な計画を策定しなければならない。

- (1) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づいたものであること。
- (2) 子どもによって集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮したものであること。

## 7 園長及び職員の資質の向上

認定こども園は、園長及び職員の資質の向上を図ることを目的とした研修の計画を策定するとともに、当該計画を確実に実施することのできる体制を整えなければならない。

## 8 子育て支援事業の実施

認定こども園は、子育て支援事業の実施に関し、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

- (1) 地域における教育及び保育に対する需要を把握し、当該需要を踏まえた実施計画を策定していること。
- (2) 実施計画が保護者の要請に応じて適切に実施される体制を整備していること。

## 9 管理運営等

- (1) 認定こども園には、1人の園長を置くものとし、その者は、教育及び保育並びに子育て支援事業が一体的に行われるよう、当該認定こども園を管理し、及び運営しなければならない。
- (2) 認定こども園は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて当該認定こども園の開園日数及び開園時間を定めるものとする。

- (3) 認定こども園は、当該認定こども園における保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間に關し、子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮し、1日につき8時間を標準として定めるものとする。
- (4) 認定こども園は、保護者が施設を適切に選択できるよう、情報開示に努めなければならない。
- (5) 認定こども園は、障害のある子ども等の特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行うとともに、市との連携を図り、特別な配慮が必要な子どもの受け入れに適切に配慮しなければならない。
- (6) 認定こども園は、子どもの健康及び安全を確保する体制を整えなければならない。
- (7) 認定こども園は、当該認定こども園において事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、保険又は共済制度に加入していかなければならない。
- (8) 認定こども園は、当該認定こども園における教育及び保育並びに子育て支援事業その他の運営の状況について、点検し、又は評価する体制を整えなければならない。
- (9) 認定こども園は、その建物又は敷地内の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨を掲示しなければならない。

【備考】

施行期日 平成30年4月1日

【担当課：保育課】

## 議案第3号 豊田市個人情報保護条例の一部を改正する条例

### 【要旨】

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人識別符号及び要配慮個人情報の定義の設定並びに個人情報の定義の整理その他所要の改正を行う。

#### 1 個人識別符号及び要配慮個人情報の定義の設定（平成30年4月1日以後）

個人識別符号及び要配慮個人情報の定義を設定する。

##### (1) 個人識別符号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

##### (2) 要配慮個人情報

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

#### 2 個人情報の定義の整理

＜現 行＞

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。

→

＜平成30年4月1日以後＞

生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの
- (2) 個人識別符号が含まれるもの

3 保有を制限する個人情報の整理

<現 行>

実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報については、保有してはならない。

<平成30年4月1日以後>

実施機関は、信条及び社会的身分に関する個人情報については、保有してはならない。

→

4 個人情報ファイルの保有等に関する事前の届出事項の追加（平成30年4月1日以後）

個人情報ファイルの保有等に関する事前の届出事項として、記録情報に要配慮個人情報が含まれる旨を追加する。

【備考】

関係条例

- (1) 豊田市情報公開条例
- (2) 豊田市情報公開・個人情報保護審査会条例

【担当課：（総）庶務課】

## 議案第4号 豊田市職員給与条例及び豊田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

### 【要旨】

平成29年人事院勧告に準じて、職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合の改定その他所要の改正を行う。

- 1 給料月額の引上げ（平成29年4月1日以後）  
平均引上げ率 0.21% (641円)

- 2 一般職の職員の勤勉手当の額の総額の設定に係る割合の改定

職員の区分	平成29年12月1日前まで	平成29年12月1日以後	平成30年4月1日以後
(1) 一般の職員	100分の 85	100分の 95	100分の 90
特定管理職員	100分の 105	100分の 115	100分の 110
(2) 再任用職員	100分の 40	100分の 45	100分の 42.5
特定管理職員	100分の 50	100分の 55	100分の 52.5

- 3 一般職の任期付職員の期末手当の支給割合の改定

支給区分	平成29年12月1日前まで	平成29年12月1日以後	平成30年4月1日以後
(1) 6月支給分	100分の 162.5	100分の 162.5	100分の 165
(2) 12月支給分	100分の 162.5	100分の 167.5	100分の 165

### 【備考】

- 1 一般職の職員の勤勉手当の額の総額の設定

勤勉手当の支給基準日現在において、一般の職員及び再任用職員の職員区分に属する職員が受けるべき給料、扶養手当及び地域手当の月額の合計額に、勤勉手当の割合を乗じて得た額の総額を、当該職員区分に属する職員に支給する勤勉手当の上限額とするもの

- 2 特定管理職員

副参事又はこれに相当する職以上の職にある職員

- 3 一般職の任期付職員

高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させるため、任命権者が選考により任期を定めて採用する職員

4 一般職の任期付職員の期末手当の額

期末手当の支給基準日現在において職員が受けるべき給料及び地域手当の月額の合計額に、期末手当の支給割合を乗じて得た額

5 関係条例

- (1) 豊田市職員の育児休業等に関する条例
- (2) 豊田市職員の修学部分休業に関する条例
- (3) 豊田市職員の高齢者部分休業に関する条例

【担当課：人事課】

議案第5号 豊田市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

【要旨】

情勢との適応及び他との均衡を考慮し、議員の期末手当の支給割合を改定する。

議員の期末手当の支給割合の改定

支給区分	平成29年12月 1日前まで	平成29年12 月1日以後	平成30年4月1日 以後
6月支給分	100分の155	100分の155	100分の157.5
12月支給分	100分の170	100分の175	100分の172.5

【備考】

議員の期末手当の額

議員報酬の月額及びその額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、期末手当の支給割合を乗じて得た額

【担当課：人事課】

## 議案第6号 豊田市特別職職員の給与を定める条例の一部を改正する条例

### 【要旨】

情勢との適応及び他との均衡を考慮し、特別職職員の期末手当の支給割合を改定する。

### 特別職職員の期末手当の支給割合の改定

支給区分	平成29年12月 1日前まで	平成29年12 月1日以後	平成30年4月1日 以後
6月支給分	100分の155	100分の155	100分の157.5
12月支給分	100分の170	100分の175	100分の172.5

### 【備考】

#### 特別職職員の期末手当の額

特別職職員の受けるべき給料及び地域手当の月額の合計額に、給料及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額並びに給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、期末手当の支給割合を乗じて得た額

【担当課：人事課】

## 議案第7号 豊田市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

### 【要旨】

活動及びその成果の実績に応じた報酬の支払により、農地等の利用の最適化を推進するため、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬の額を改定する。

### 農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬の額の改定

職名	現行	平成30年4月1日以後
会長	月額39,200円	月額39,200円及び年額557,334円において市長の定める額
会長職務代理	月額35,100円	月額35,100円及び年額557,334円において市長の定める額
委員	月額32,300円	月額32,300円及び年額557,334円において市長の定める額
農地利用最適化 推進委員		

【担当課：農業委員会事務局】

## 議案第8号 豊田市職員退職手当条例等の一部を改正する条例

### 【要旨】

国家公務員退職手当法の一部改正に準じて、退職手当の引下げその他所要の改正を行う。

#### 1 退職手当の引下げ

退職手当の調整率を引き下げる。

区分	現行	改正後
調整率	100分の87	100分の83.7

#### 2 現に引用している地方独立行政法人法の条項の整理

<現 行> <平成30年4月1日以後>  
第8条第3号 → 第8条第1項第5号

### 【備考】

#### 調整率

退職手当支給水準の官民の均衡を図るため設けられている割合

【担当課：人事課】

## 議案第9号 豊田市基金条例の一部を改正する条例

### 【要旨】

豊田市社会福祉基金及び豊田市青少年健全育成基金の額を変更する。

#### 既存基金の額の変更

名称	現行	改正後
豊田市社会福祉基金	4億6,779万9,859円	4億7,369万6,535円
豊田市青少年健全育成基金	5,784万9,804円	5,789万9,804円

【担当課：財政課】

## 議案第10号 豊田市市税条例の一部を改正する条例

### 【要旨】

地方税法の一部改正に伴い、緑地保全・緑化推進法人が設置した認定市民緑地の用に供する土地に係る固定資産税の課税標準の特例措置の割合の設定その他所要の改正を行う。

#### 固定資産税の課税標準に係る特例措置の割合の設定

緑地保全・緑化推進法人が平成31年3月31日までの間に設置した認定市民緑地の用に供する土地に係る固定資産税の課税標準の特例措置の割合は、2分の1とする。

### 【備考】

認定市民緑地

緑地保全・緑化推進法人が認定計画に基づき設置した市民緑地

【担当課：資産税課】

## 議案第11号 豊田市都市計画税条例の一部を改正する条例

### 【要旨】

地方税法の一部改正に伴い、緑地保全・緑化推進法人が設置した認定市民緑地の用に供する土地に係る都市計画税の課税標準の特例措置の割合を設定する。

#### 都市計画税の課税標準に係る特例措置の割合の設定

緑地保全・緑化推進法人が平成31年3月31日までの間に設置した認定市民緑地の用に供する土地に係る都市計画税の課税標準の特例措置の割合は、2分の1とする。

【担当課：資産税課】

## 議案第12号 豊田市手数料条例の一部を改正する条例

### 【要旨】

介護保険法の一部改正に伴う介護医療院の開設許可申請等に係る手数料等の設定及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴う使用済自動車破碎業の事業範囲変更許可申請等に係る手数料等の改定を行う。

- 1 介護医療院の開設許可申請等に係る手数料の設定（平成30年4月1日以後）

種類	金額（円）
介護医療院開設許可申請	1件につき 67,000
介護医療院変更許可申請	1件につき 35,000
介護医療院開設許可更新申請	1件につき 10,000

- 2 2以上の事業者による産業廃棄物処理に係る特例認定申請等に係る手数料の設定（平成30年4月1日以後）

種類	金額（円）
2以上の事業者による産業廃棄物処理に係る特例認定申請	147,000
2以上の事業者による産業廃棄物処理に係る特例変更認定申請	134,000

- 3 汚染土壤処理業の譲渡及び譲受承認申請等に係る手数料の設定（平成30年4月1日以後）

種類	金額（円）
汚染土壤処理業譲渡及び譲受承認申請	120,000
汚染土壤処理業法人の合併又は分割承認申請	120,000
汚染土壤処理業相続承認申請	120,000

- 4 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴う手数料の改定（平成30年4月1日以後）

#### （1）環境関係手数料の改定

種類	金額（円）	
	改正前	改正後
使用済自動車破碎業の事業範囲変更許可申請	75,000	67,000

(2) 消防関係手数料の改定

種類	区分	金額(円)	
		現行	改正後
製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可申請	準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	530,000	570,000
	特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	危険物の貯蔵最大数量が次の範囲にある場合	
	1,000kL以上 5,000kL未満	830,000	880,000
	5,000kL以上 10,000kL未満	1,010,000	1,070,000
	10,000kL以上 50,000kL未満	1,120,000	1,200,000
	50,000kL以上 100,000kL未満	1,420,000	1,520,000
	100,000kL以上 200,000kL未満	1,660,000	1,780,000
	200,000kL以上 300,000kL未満	3,880,000	4,070,000
	300,000kL以上 400,000kL未満	5,100,000	5,340,000
	400,000kL以上	6,290,000	6,490,000
	浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が次の範囲にある場合	
	1,000kL以上 5,000kL未満	1,130,000	1,180,000
	5,000kL以上 10,000kL未満	1,340,000	1,410,000
	10,000kL以上 50,000kL未満	1,500,000	1,580,000
	50,000kL以上 100,000kL未満	1,830,000	1,940,000
	100,000kL以上 200,000kL未満	2,140,000	2,260,000
	200,000kL以上 300,000kL未満	4,350,000	4,550,000
	300,000kL以上 400,000kL未満	5,570,000	5,820,000
	400,000kL以上	6,770,000	7,070,000

岩盤タンクに 係る屋外タン ク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数 量が次の範囲にある 場合		
		400,000kl未満	5,750,000 5,930,000
		400,000kl以上	7,250,000 7,470,000
		500,000kl未満	
		500,000kl以上	10,700,000 10,900,000
製造所、貯蔵 所又は取扱所 の設置の許可 に係る完成検 査前検査	基礎・地盤検 査	危険物の貯蔵最大数 量が次の範囲にある 特定屋外タンク貯蔵 所	
		1,000kl以上 5,000kl未満	410,000 420,000
		5,000kl以上 10,000kl未満	540,000 560,000
		10,000kl以上 50,000kl未満	700,000 730,000
		50,000kl以上 100,000kl未満	920,000 960,000
		100,000kl以上 200,000kl未満	1,040,000 1,090,000
		200,000kl以上 300,000kl未満	1,600,000 1,660,000
		300,000kl以上 400,000kl未満	1,820,000 1,900,000
		400,000kl以上	2,030,000 2,120,000
溶接部検査	危険物の貯蔵最大数 量が次の範囲にある 特定屋外タンク貯蔵 所		
		1,000kl以上 5,000kl未満	490,000 530,000
		5,000kl以上 10,000kl未満	630,000 680,000
		10,000kl以上 50,000kl未満	990,000 1,030,000
		50,000kl以上 100,000kl未満	1,310,000 1,410,000
		100,000kl以上 200,000kl未満	1,720,000 1,780,000
		200,000kl以上 300,000kl未満	3,320,000 3,430,000
		300,000kl以上 400,000kl未満	4,060,000 4,190,000
		400,000kl以上	4,650,000 4,800,000

	岩盤タンク検査	危険物の貯蔵最大数量が次の範囲にある屋外タンク貯蔵所		
		400,000kℓ未満	9,100,000	9,320,000
		400,000kℓ以上	12,400,000	12,600,000
		500,000kℓ未満		
		500,000kℓ以上	17,000,000	17,300,000
特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査	特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	危険物の貯蔵最大数量が次の範囲にある場合		
		1,000kℓ以上 5,000kℓ未満	310,000	320,000
		5,000kℓ以上 10,000kℓ未満	430,000	460,000
		10,000kℓ以上 50,000kℓ未満	720,000	750,000
		50,000kℓ以上 100,000kℓ未満	960,000	1,020,000
		100,000kℓ以上 200,000kℓ未満	1,210,000	1,300,000
		200,000kℓ以上 300,000kℓ未満	2,950,000	3,150,000
		300,000kℓ以上 400,000kℓ未満	3,620,000	3,870,000
		400,000kℓ以上	4,170,000	4,460,000
	岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が次の範囲にある場合		
		1,000kℓ以上 400,000kℓ未満	2,660,000	2,690,000
		400,000kℓ以上 500,000kℓ未満	3,190,000	3,230,000
		500,000kℓ以上	4,790,000	4,830,000

【担当課：財政課】

## 議案第13号 施設所在地の整理に伴う関係条例の整理に関する条例

### 【要旨】

施設の管理を適正に行うため、関係条例の施設所在地を整理する。

#### 1 豊田市教育センター設置条例の一部改正

豊田市教育センターの所在地の整理

<現 行>

豊田市保見町西古城92番地 → 豊田市保見町西古城92番地1

<改正後>

#### 2 豊田市立学校設置条例の一部改正

豊田市立学校の所在地の整理

名 称	現 行	改 正 後
豊田市立朝日小学校	豊田市朝日町6丁目1番地	豊田市朝日町6丁目1番地1
豊田市立伊保小学校	豊田市保見町権堂坊1番地	豊田市保見町権堂坊1番地1
豊田市立追分小学校	豊田市近岡町馬橋4番地	豊田市近岡町馬橋4番地2
豊田市立小渡小学校	豊田市下切町平田3012番地	豊田市下切町平田3012番地1
豊田市立敷島小学校	豊田市杉本町稻場下27番地	豊田市杉本町稻場下27番地1
豊田市立新盛小学校	豊田市新盛町深沼24番地	豊田市新盛町深沼24番地1
豊田市立中山小学校	豊田市西中山町蔵屋敷61番地	豊田市西中山町蔵屋敷61番地5
豊田市立萩野小学校	豊田市桑田和町宮ノ前5番地	豊田市桑田和町宮ノ前25番地
豊田市立崇化館中学校	豊田市栄町2丁目6番地	豊田市栄町2丁目6番地1
豊田市立高岡中学校	豊田市若林西町広崎82番地	豊田市若林西町広崎82番地1
豊田市立竜神中学校	豊田市竜神町竜神16番地	豊田市竜神町竜神16番地1
豊田市立朝日こども園	豊田市日南町5丁目15番地の2	豊田市日南町5丁目15番地2

- 3 豊田市学校給食センター条例の一部改正  
豊田市足助給食センターの所在地の整理  
 <現 行> <改正後>  
 豊田市足助町落部 51 番地 → 豊田市足助町落部 32 番地 1
- 4 豊田市教職員会館条例の一部改正  
豊田市教職員会館の所在地の整理  
 <現 行> <改正後>  
 豊田市保見町西古城 92 番地 → 豊田市保見町西古城 92 番地 1
- 5 豊田市生涯学習センター条例の一部改正  
豊田市生涯学習センター若園交流館の所在地の整理  
 <現 行> <改正後>  
 豊田市花園町脇ノ田 8 番地 → 豊田市花園町脇ノ田 8 番地 5
- 6 豊田市文化財施設条例の一部改正  
豊田市郷土資料館の所在地の整理  
 <現 行> <改正後>  
 豊田市陣中町 1 丁目 21 番地 → 豊田市陣中町 1 丁目 21 番地 2  
 の 2
- 7 豊田市体育施設条例の一部改正  
豊田市体育施設の所在地の整理
- | 名 称         | 現 行                     | 改 正 後                    |
|-------------|-------------------------|--------------------------|
| 豊田市古瀬間運動広場  | 豊田市古瀬間町鳥ヶ峰 37<br>1 番地 3 | 豊田市古瀬間町鳥ヶ峯 37<br>1 番地 3  |
| 豊田市藤岡テニスコート | 豊田市藤岡飯野町井ノ脇 4<br>01 番地  | 豊田市藤岡飯野町井ノ脇 4<br>01 番地 3 |
- 8 豊田市立保育所条例の一部改正  
豊田市立保育所の所在地の整理
- | 名 称        | 現 行               | 改 正 後              |
|------------|-------------------|--------------------|
| 豊田市立稻武こども園 | 豊田市武節町神田 101 番地   | 豊田市武節町神田 96 番地 1   |
| 豊田市立御船こども園 | 豊田市御船町山屋敷 51 番地 1 | 豊田市御船町山屋敷 78 番地 30 |
- 9 豊田市介護予防拠点施設条例の一部改正  
老人憩の家あさひ荘の所在地の整理

<現 行>

豊田市加塩町日面18番地

<改正後>

豊田市加塩町日面18番地1

10 豊田市觀光施設条例の一部改正

　　豊田市觀光施設の所在地の整理

名 称	現 行	改 正 後
名倉川遊歩道	豊田市稻武町六郎木6番地 から豊田市武節町田ノ洞2 13番地1	豊田市稻武町六郎木6番地 3から豊田市武節町田ノ洞 213番地5
水別広場	豊田市黒田町南水別713 番地	豊田市黒田町南水別713 番地3

11 豊田市香嵐渓施設条例の一部改正

　　豊田市香嵐渓施設の所在地の整理

名 称	現 行	改 正 後
足助交流館駐車場	豊田市足助町蔵ノ前8番地	豊田市足助町蔵ノ前16番 地
宮町駐車場	豊田市足助町宮平43番地	豊田市足助町宮平44番地

12 豊田市有料駐車場条例の一部改正

　　豊田市有料駐車場の所在地の整理

名 称	現 行	改 正 後
新豊田駅西駐車場	豊田市小坂本町1丁目85 番地	豊田市小坂本町1丁目85 番地2
新豊田駅西大型バス駐車場	豊田市小坂本町1丁目85 番地	豊田市小坂本町1丁目85 番地2

13 豊田市営住宅条例の一部改正

　　豊田市営住宅の所在地の整理

名 称	現 行	改 正 後
仲道住宅	豊田市小坂町9丁目20番 地	豊田市小坂町9丁目20番 地1
樹木住宅	豊田市樹木町4丁目27番 地	豊田市樹木町4丁目27番 地2
松平志賀住宅	豊田市松平志賀町拾六貫1 0番地 豊田市松平志賀町柿谷下2 8番地	豊田市松平志賀町柿谷下2 8番地
初吹住宅	豊田市京ヶ峰1丁目24番 地	豊田市京ヶ峰1丁目24番 地1

岩倉住宅	豊田市岩倉町平古11番地	豊田市岩倉町平古89番地
京ヶ峰住宅	豊田市京ヶ峰2丁目1番地	豊田市京ヶ峰2丁目1番地 1
一ノ木住宅	豊田市明和町7丁目18番地	豊田市明和町7丁目18番地 1

1 4 豊田市特定公共賃貸住宅条例の一部改正

コー・ポ・梶畠の所在地の整理

<現 行>

豊田市桑原町梶畠80番地2 → 豊田市桑原町梶畠96番地4

<改正後>

1 5 豊田市小原活性化促進住宅条例の一部改正

柏ヶ洞住宅の所在地の整理

<現 行>

豊田市柏ヶ洞町郷36番地1 → 豊田市柏ヶ洞町郷32番地15

<改正後>

【担当課：法務課】

議案第14号 豊田市美術館条例の一部を改正する条例

【要旨】

豊田市美術館を臨時に休館する場合における、年間観覧料による観覧期間の特例を定める。

年間観覧料による観覧期間の特例の設定（平成30年4月1日以後）

年間観覧料で観覧できる期間に、美術館を臨時に1月以上連續して休館する期間がかかる場合は、休館する期間の月数を1年に加算した期間を観覧できる期間とする。

【担当課：美術館】

## 議案第15号 豊田市青少年育成施設条例の一部を改正する条例

### 【要旨】

とよた子どもの権利相談室の移転に伴い、豊田市青少年センターの会議室の一部を廃止するため、同センターの使用料に係る区分を整理する。

豊田市青少年センターの会議室Aの廃止に伴う、同センターの使用料に係る区分の整理

現 行				平成30年7月1日以後			
区分	使用料（円）			区分	使用料（円）		
	午前 9:00~ 13:00	午後 13:00~ 17:00	夜間 17:00~ 21:30		午前 9:00~ 13:00	午後 13:00~ 17:00	夜間 17:00~ 21:30
会議室A	2,200	2,200	2,200	会議室A	2,200	2,200	2,200
会議室B	1,600	1,600	1,600	会議室B 会議室C	1,600	1,600	1,600
会議室C	600	600	600	会議室D 会議室E 会議室F	600	600	600
会議室D				会議室G			
会議室E							
会議室F							
会議室G							

【担当課：次世代育成課】

## 議案第16号 豊田市自転車等放置防止条例の一部を改正する条例

### 【要旨】

四郷駅駐輪場の移設に伴い、所在地を変更する。

四郷駅駐輪場の所在地の変更

<現 行> 豊田市四郷町森前52番地 → <平成30年4月1日以後> 豊田市四郷町森前50番地1

【担当課：交通安全防犯課】

## 議案第17号 豊田市地域広場条例の一部を改正する条例

### 【要旨】

豊田市ふれあい広場等の新設、廃止及び分筆等による所在地の変更を行う。

#### 1 新設

下川口ふれあい広場  
井上町2丁目第2ちびっこ広場  
西中山東宮前ちびっこ広場  
東保見町根川ちびっこ広場

竹中ふれあい広場  
西中山道貝ちびっこ広場  
西中山三ツ田ちびっこ広場  
八草割田ちびっこ広場

#### 2 廃止

大内町ふれあい広場  
平山町ちびっこ広場

丸根城ふれあい広場

#### 3 所在地の変更

名 称	現 行	改 正 後
平戸橋二区ふれあい広場	豊田市平戸橋町神田187番地	豊田市平戸橋町神田195番地
平和町ふれあい広場	豊田市平和町7丁目1番地1	豊田市平和町7丁目6番地
若宮児童遊園	豊田市若宮町2丁目17番地	豊田市若宮町2丁目14番地4
法眼団地ちびっこ広場	豊田市野見町12丁目65番地1	豊田市野見町12丁目68番地1
若宮町2丁目ちびっこ広場	豊田市若宮町2丁目12番地	豊田市若宮町2丁目12番地1

### 【備考】

改正後のちびっこ広場の数 418か所（5か所増）

【担当課：公園課】

## 議案第18号 豊田市知的障害者グループホーム条例の一部を改正する条例

### 【要旨】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、現に引用している条項を整理する。

現に引用している障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の条項の整理

<現 行>	<平成30年4月1日以後>
第5条第15項	→ 第5条第17項

【担当課：障がい福祉課】

## 議案第19号 豊田市旅館業の施設の衛生措置及び構造設備の基準等に関する条例の一部を改正する条例

### 【要旨】

社会経済環境の変化に的確に対応し、宿泊需要の多様化に対応するため、旅館業の施設の衛生措置の基準を変更するとともに、旅館業法等の一部改正に伴い、同施設の構造設備の基準の一部の適用除外の追加その他所要の改正を行う。

### 1 旅館業の施設の衛生措置の基準の変更

項目	現 行			平成30年6月15日以後
客室の収容定員	次のとおりとし、収容定員を超えて宿泊させないこと。 ア ホテル営業及び旅館営業の施設			客室の床面積及び営業の種別に応じた適当な収容定員を定めるとともに、その収容定員を超えて宿泊させないこと。
	洋室		床面積4m <sup>2</sup> につき1人	
			床面積3.3m <sup>2</sup> につき1人	
	イ 季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるもの等		床面積1.65m <sup>2</sup> につき1人	
	ウ 簡易宿所営業の施設		床面積1.65m <sup>2</sup> につき1人	
施設の清掃の頻度	1日1回以上			定期的
施設の照度	客室の照度は、50ルクス以上とし、浴室、洗面所、便所、廊下等には、適当な照明設備を設けること。			削除

### 2 旅館業の施設の構造設備の基準の一部の適用除外の追加（平成30年6月15日以後）

旅館業の施設が宿泊者等の確認を適切に行うための設備を有する場合は、玄関帳場に係る基準は適用しない。

【担当課：感染症予防課】

## 議案第20号 豊田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

### 【要旨】

国民健康保険法の一部改正に伴い、条例の趣旨及び国民健康保険運営協議会の名称の変更その他所要の改正を行う。

#### 1 条例の趣旨の変更

<現 行>	<平成30年4月1日以後>
豊田市が行う国民健康保険 に関し、必要な事項を定める → ものとする。	市が行う国民健康保険の事務に 関し、 <u>法令に定めがあるもの</u> のほか、 <u>必要な事項</u> を定める。

#### 2 国民健康保険運営協議会の名称の変更

<現 行>	<平成30年4月1日以後>
国民健康保険運営協議会	→ 豊田市国民健康保険運営協議会

【担当課：国保年金課】

## 議案第21号 豊田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

### 【要旨】

地方税法の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税額の定義の変更その他所要の改正を行う。

#### 国民健康保険税の課税額の定義の変更

##### (1) 基礎課税額の定義の変更

＜現 行＞

国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用（後期高齢者支援金等及び介護納付金を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額



＜平成30年4月1日以後＞

国民健康保険税のうち、国民健康保険特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額

##### (2) 後期高齢者支援金等課税額の定義の変更

＜現 行＞

国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額



＜平成30年4月1日以後＞

国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額

##### (3) 介護納付金課税額の定義の変更

＜現 行＞

国民健康保険税のうち、介護納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額



＜平成30年4月1日以後＞

国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額

【担当課：国保年金課】

## 議案第22号 豊田市介護保険条例の一部を改正する条例

### 【要旨】

第7期介護保険事業計画の策定に伴い、保険料率の改定その他所要の改正を行うとともに、介護保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の段階判定に係る所得指標の改正をするほか所要の改正を行う。

### 1 保険料率の改定

第1号被保険者区分	保 险 料 率 (年額)	
	平成27年度から 平成29年度まで	平成30年度から 平成32年度まで
(1) ア 市民税非課税世帯で老齢 福祉年金受給者 イ 生活保護受給者 ウ 市民税非課税世帯で本人 の前年合計所得と課税年金 収入の合計が80万円以下 のもの	2万8,800円	3万1,200円
(2) 市民税非課税世帯で本人の前年 合計所得と課税年金収入の合計が 80万円超120万円以下のもの	3万4,560円	3万7,440円
(3) 市民税非課税世帯で(1)及び (2)以外のもの	4万3,200円	4万6,800円
(4) 世帯内に市民税課税者がいる者 かつ本人が市民税非課税者で前年 合計所得と課税年金収入の合計が 80万円以下のもの	4万8,960円	5万3,040円
(5) 世帯内に市民税課税者がいる者 かつ本人が市民税非課税者で前年 合計所得と課税年金収入の合計が 80万円超のもの	5万7,600円	6万2,400円
(6) 市民税課税者で前年合計所得が 125万円未満のもの	6万3,360円	6万8,640円
(7) 市民税課税者で前年合計所得が 125万円以上200万円未満の もの	7万2,000円	7万8,000円
(8) 市民税課税者で前年合計所得が 200万円以上300万円未満の もの		9万3,600円
(9) 市民税課税者で前年合計所得が 300万円以上400万円未満の もの	8万6,400円	10万9,200円

(10) 市民税課税者で前年合計所得が400万円以上800万円未満のもの	10万800円	12万4,800円
(11) 市民税課税者で前年合計所得が800万円以上のもの	11万5,200円	14万400円

- 2 保険料の段階判定に係る所得指標の改正（平成30年4月1日以後）  
 保険料の段階判定に際し、所得を測る指標として用いる合計所得金額から、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を用いることとする。
- 3 罰則対象者の変更  
 市が行う被保険者等に関する調査に対し、正当な理由なく、文書その他の物件の提出命令等に従わなかった場合等の罰則の対象者を変更する。
- | <現 行>                        | <平成30年4月1日以後>             |
|------------------------------|---------------------------|
| (1) 被保険者                     | (1) 被保険者                  |
| (2) <u>第1号被保険者の配偶者</u>       | (2) <u>被保険者の配偶者</u>       |
| (3) <u>第1号被保険者の属する世帯の世帯主</u> | (3) <u>被保険者の属する世帯の世帯主</u> |
| (4) 世帯に属する者                  | (4) 世帯に属する者               |
| (5) 上記のいずれかであった者             | (5) 上記のいずれかであった者          |
- 

【担当課：介護保険課】

## 議案第23号 豊田市指定居宅サービスの事業等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

### 【要旨】

介護保険法の一部改正に基づき、介護医療院の人員、設備、運営等に関する基準を条例で定める。

#### 1 基本方針

##### (1) 介護医療院（ユニット型介護医療院を除く。）の基本方針

長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を営むことができるようすることを目指すものでなければならない。

##### (2) ユニット型介護医療院の基本方針

施設サービス計画に基づき、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより長期にわたり療養が必要である入居者が各ユニットにおいて相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

#### 2 記録の整備

介護医療院サービス事業者は、入所者等に対する介護医療院サービスの提供に関する所定の記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

#### 3 その他の基準

1及び2のほか、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準は、厚生労働省令に定めるとおりとする。

【担当課：介護保険課】

## 議案第24号 豊田市後期高齢者医療条例の一部を改正する条例

### 【要旨】

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、保険料を徴収すべき被保険者の追加その他所要の改正を行う。

保険料を徴収すべき被保険者の追加（平成30年4月1日以後）

国民健康保険の住所地特例の適用を受けていた者であって他県に住所を有するものを、高齢者の医療の確保に関する法律の特例により市内に住所を有する被保険者とみなし、保険料を徴収するものとする。

### 【備考】

住所地特例

施設への入所等により施設の所在地へ住所の移動をした者について、入所する前の住所地の市町村が行う国民健康保険又は広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とすること。

【担当課：福祉医療課】

## 議案第25号 豊田市都市公園条例の一部を改正する条例

### 【要旨】

都市公園法施行令の一部改正に伴い、都市公園に占める運動施設の割合の上限を設定するとともに、老朽化により安全性が低下している毘森公園水泳場を廃止するほか所要の改正を行う。

1 都市公園に占める運動施設の割合の上限の設定（平成30年4月1日以後）

都市公園に占める運動施設の割合の上限は、100分の50とする。

2 比森公園水泳場の廃止（平成30年4月1日）

比森公園水泳場を廃止する。

### 【備考】

関係条例 豊田市都市公園使用料及び利用料金条例

【担当課：公園課】

## 議案第26号 豊田市地区計画等の区域内における建築物制限条例の一部を改正する条例

### 【要旨】

四郷地区計画の決定に伴い、当該地区計画の区域内における建築物の用途、構造及び敷地に関する制限を設定するとともに、建築基準法の一部改正に伴い、現に引用している条項を整理するほか所要の改正を行う。

### 1 四郷地区整備計画区域内における制限の設定（地区計画の決定の告示の日以後）

#### (1) 商業業務地区

ア 建築できる建築物	次に掲げる建築物以外の建築物 (ア) 専用住宅 (イ) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (ウ) 畜舎（ペットとして飼育する犬、猫等の小動物の畜舎で床面積の合計が15m <sup>2</sup> 以下のもの並びに動物病院及びペットショップ、ペットホテルその他これらに類するものを除く。） (エ) 倉庫（建築物に附属するものを除く。）で床面積の合計が50m <sup>2</sup> を超えるもの
イ 後退距離	1m以上 適用除外の建築物等 (ア) 物置、車庫等で、軒の高さが2.5m以下で、かつ、後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が12m <sup>2</sup> 以内のもの (イ) 建築物の附属部分等で、出窓、ベランダ、バルコニー、テラス、屋外階段その他これらに類するもの (ウ) 建築物の外壁面等から道路の平面交差等により生じる隅切部に係る道路境界線までの距離（当該後退距離が50cm以上のものに限る。） (エ) 敷地面積が180m <sup>2</sup> に満たない敷地における建築物の道路境界線以外の敷地境界線からの距離（当該後退距離が50cm以上のものに限る。）

(2) 国道沿道地区

ア 建築できる建築物	次に掲げる建築物以外の建築物 (ア) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 その他これらに類するもの (イ) 畜舎（ペットとして飼育する犬、猫等の小動物の畜舎で床面積の合計が15m <sup>2</sup> 以下のもの並びに動物病院及びペットショップ、ペットホテルその他これらに類するものを除く。） (ウ) 倉庫（建築物に附属するものを除く。）で床面積の合計が50m <sup>2</sup> を超えるもの
イ 敷地面積の最低限度	180m <sup>2</sup>
ウ 後退距離	1m以上
適用除外の建築物等	商業業務地区に同じ。

(3) 住宅A地区

ア 建築できる建築物	次に掲げる建築物以外の建築物 (ア) ホテル又は旅館 (イ) ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する法施行令第130条の6の2で定める運動施設 (ウ) 畜舎（ペットとして飼育する犬、猫等の小動物の畜舎で床面積の合計が15m <sup>2</sup> 以下のもの並びに動物病院及びペットショップ、ペットホテルその他これらに類するものを除く。） (エ) 倉庫（建築物に附属するものを除く。）で床面積の合計が50m <sup>2</sup> を超えるもの (オ) 建築基準法別表第2（は）項に掲げる建築物以外の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500m <sup>2</sup> を超えるもの
イ 敷地面積の最低限度	180m <sup>2</sup>
ウ 後退距離	1m以上
適用除外の建築物等	商業業務地区に同じ。
エ 建築物の高さの最高限度	12m

(4) 住宅B地区

ア 敷地面積の最低限度	180m <sup>2</sup>
イ 後退距離	1m以上
適用除外の建築物等	商業業務地区に同じ。
ウ 建築物の高さの最高限度	12m

2 現に引用している建築基準法の条項の整理

<現 行>	<平成30年4月1日以後>
別表第2(り)項	→ 別表第2(ぬ)項
別表第2(ぬ)項	→ 別表第2(る)項

【担当課：建築相談課】

議案第27号 豊田市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例

【要旨】

建築基準法の一部改正に伴い、現に引用している条項の整理その他所要の改正を行う。

現に引用している建築基準法の条項の整理

<現 行>	<平成30年4月1日以後>
別表第2(り)項	→ 別表第2(ぬ)項
別表第2(ぬ)項	→ 別表第2(る)項

【担当課：建築相談課】

議案第28号 豊田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

【要旨】

公共下水道事業計画の変更に伴い、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の計画処理人口等を変更する。

公共下水道事業計画の変更に伴う公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の計画処理人口等の変更

(1) 公共下水道事業

区分	現行	平成30年4月1日以後
計画処理人口	27万9,031人	31万2,688人
計画処理区域面積	5,063ha	5,838ha
計画1日最大処理水量	13万627m <sup>3</sup>	12万3,997m <sup>3</sup>

(2) 特定環境保全公共下水道事業

区分	現行	平成30年4月1日以後
計画処理人口	6,881人	8,160人
計画処理区域面積	240ha	276ha
計画1日最大処理水量	4,368m <sup>3</sup>	4,809m <sup>3</sup>

【担当課：（上下水）企画課】

議案第29号 豊田市民山の家条例を廃止する条例

【要旨】

市民の余暇を取り巻く環境の変化等を踏まえ、豊田市民山の家を廃止する。

豊田市民山の家の廃止（平成31年4月1日）

豊田市民山の家を廃止する。

【担当課：ものづくり産業振興課】

議案第30号 豊田都市計画事業豊田梅坪西土地区画整理事業施行規程及び  
豊田都市計画事業豊田梅坪東土地区画整理事業施行規程を廃止する条例

【要旨】

豊田都市計画事業豊田梅坪西土地区画整理事業及び豊田都市計画事業豊田梅坪東土地区画整理事業に係る清算手続が完了したため、関係条例を廃止する。

豊田都市計画事業豊田梅坪西土地区画整理事業施行規程及び豊田都市計画事業豊田梅坪東土地区画整理事業施行規程の廃止

豊田都市計画事業豊田梅坪西土地区画整理事業施行規程及び豊田都市計画事業豊田梅坪東土地区画整理事業施行規程を廃止する。

【担当課：市街地整備課】

議案第31号から議案第43号まで 平成29年度豊田市補正予算

→「予算関係議案の要旨（資料2）」参照

議案第44号から議案第56号まで 平成30年度豊田市予算

→「予算関係議案の要旨（資料2）」参照

議案第57号 工事請負契約の締結について（豊田スタジアムメインマスト  
及びサブトラス修繕工事）

【要旨】

豊田スタジアムの固定屋根の機能維持及び建物構造体の予防保全のため、老朽化した塗装を改修する。

- 1 契約目的 豊田スタジアムメインマスト及びサブトラス修繕工事
- 2 契約金額 413,640,000円
- 3 相手方 T O H O ・ 東亜建設共同企業体  
代表者 名古屋市中村区名駅五丁目16番17号  
T O H O 株式会社 中部支店  
執行役員支店長 川嶋 哲浩
- 4 契約方法 一般競争入札（2名）

【備考】

- 1 工事場所 豊田市千石町地内
- 2 工事概要 塗装改修工事 一式
- 3 完成予定日 平成31年2月28日

【担当課：スポーツ課】

議案第58号 工事請負契約の変更について（一級河川安永川開水路整備工事（高橋細谷線関連））

【要旨】

硬岩掘削土量の増加等により、契約金額について変更契約を締結する。

1 契約目的 一級河川安永川開水路整備工事（高橋細谷線関連）

2 契約金額	変更前金額	1, 153, 679, 760円
	変更後金額	1, 422, 231, 480円
	増 減 額	268, 551, 720円

3 相 手 方 前田・太啓建設共同企業体

代表者 名古屋市中区栄五丁目25番25号  
前田建設工業株式会社 中部支店  
執行役員支店長 石黒 泰之

【備考】

1 当初契約日 平成27年12月21日

2 工事場所 豊田市秋葉町ほか地内

3 変更前工事概要

(1) 安永川護岸工	250m
(2) 市道秋葉線改良工	260m
(3) 内山橋架替え工	1橋
(4) 枝下用水10号放水路架替え工	一式

4 主な変更内容

(1) 硬岩掘削土量の増加及びこれに伴う掘削工法の変更

ア 硬岩掘削土量 14, 400 m<sup>3</sup> → 19, 800 m<sup>3</sup>  
内訳 割岩掘削 600 m<sup>3</sup> → 6, 600 m<sup>3</sup>  
制御発破掘削 13, 800 m<sup>3</sup> → 13, 200 m<sup>3</sup>

イ 当初設計で推定していた以上に岩盤線が高く出現し、岩掘削土量が  
増加したため

ウ 硬岩掘削箇所に近接する医療機関への影響を考慮し、硬岩掘削の一部  
を制御発破掘削から割岩掘削へ工法を変更する必要が生じたため

(2) 硬岩掘削後の小割数量の増加

ア 1, 710 m<sup>3</sup> → 6, 650 m<sup>3</sup>  
イ 硬岩掘削土量の増加に伴い、小割数量が増加したため

5 完成予定日 平成31年2月28日

【担当課：河川課】

議案第59号 工事請負契約の変更について（一級河川安永川開水路整備工事（長興寺工区））

【要旨】

軟弱な地盤に対応するための地盤改良工の追加等により、契約金額について変更契約を締結する。

1 契約目的 一級河川安永川開水路整備工事（長興寺工区）

2 契約金額

区分	金額（単位 円）	議決議会、専決年月日等
変更前金額 (議決金額)	A 408,909,600	平成29年3月市議会定例会 議案第45号
変更後金額 (1回目)	B 413,884,080	平成29年8月16日 豊專第33号
変更後金額 (今回)	C 559,013,400	
増減額	B-A 4,974,480 C-B 145,129,320 C-A 150,103,800	

3 相手方 太啓・安山建設共同企業体  
代表者 豊田市東梅坪町十丁目3番地3  
太啓建設株式会社  
取締役社長 大矢 伸明

【備考】

1 当初契約日 平成29年3月17日

2 工事場所 豊田市長興寺ほか地内

3 変更前工事概要

- (1) 安永川護岸工 440m  
(2) 森下橋架替え工 1橋

4 主な変更内容

- (1) 軟弱地盤及び地下水位低下対策の追加

ア 地盤改良工 0m<sup>3</sup> → 12,931m<sup>3</sup>  
地下水位低下対策 0本 → 405本

イ 護岸施工前の試掘において、推定以上に軟弱な地盤と多量の地下水により、掘削面が自立しないことが判明したことから、安全に護岸を

施工するための地盤改良及び地下水位低下対策を実施する必要が生じたため

(2) 鋼矢板打設工法の変更

ア 圧入工法 → 硬質地盤クリア工法

イ 鋼矢板設置箇所において粒径の大きい砂礫層<sup>れき</sup>が出現し、鋼矢板打設工法の変更が必要となったため

5 完成予定日 平成30年10月31日

【担当課：河川課】

議案第60号 財産の取得について（一級河川安永川河川改修整備用地（長興寺ほか地内））

【要旨】

一級河川安永川の河川改修整備により、浸水被害の軽減及び新たな都市的土地区画整理事業の推進を図るため、必要な用地を取得する。

1 取得する財産

(1) 種別 土地

(2) 面積 16,802.17平方メートル

(3) 所在地 豊田市長興寺八丁目29番2 ほか96筆

2 取得価格 888,035,323円

3 相手方 豊田市西町三丁目60番地

豊田市土地開発公社

理事長 杉山 基明

【備考】

1 取得単価 52,852円／m<sup>2</sup>

2 参考図 67ページ

【担当課：河川課】

## 議案第 61 号 包括外部監査契約の締結について

### 【要旨】

次の者と包括外部監査契約を締結する。

- 1 契約目的 包括外部監査契約に基づく監査及び当該監査の結果に関する報告
- 2 契約始期 平成 30 年 4 月 2 日
- 3 契約金額 12,690,000 円を上限とする額
- 4 支払方法 監査の結果に関する報告書の提出後の一括払
- 5 相 手 方 名古屋市名東区一社四丁目 234 番地の 2  
公認会計士 西原 浩文

【担当課：法務課】

議案第62号 特定事業契約の変更について（豊田市東部給食センター改築整備運営事業）

【要旨】

給食を配送するこども園等の増加により、契約金額について変更契約を締結する。

1 契約目的 豊田市東部給食センター改築整備運営事業

2 契約金額

区分	金額
変更前金額 (議決金額)	9,826,527,360円に金利の変動、物価の変動等を基に算定した増減額並びに消費税及び地方消費税の税率の変更を基に算定した増減額の合計額を加算した額
変更後金額 (今回)	10,112,863,726円に金利の変動、物価の変動等を基に算定した増減額並びに消費税及び地方消費税の税率の変更を基に算定した増減額の合計額を加算した額

3 相手方 豊田市深田町三丁目67番地1  
株式会社豊田東部スクールランチサービス  
代表取締役 善田 高志

【備考】

1 変更内容

平成30年4月1日以後、給食を配送するこども園等を4園増加するもの

2 契約金額の増減額（金利の変動、物価の変動等を基に算定した増減額並びに消費税及び地方消費税の税率の変更を基に算定した増減額の合計額を加算しない額）

286,336,366円

3 施設運営事業の運営期間

平成23年4月1日から平成38年3月31日まで

【担当課：保健給食課】

## 議案第63号 市道の認定について

### 【要旨】

市道路網の充実整備を図るため、路線を認定する。

#### 1 認定路線数 36路線

整理番号	路線名 (路線番号)	上段	起 点 終 点	延長 (m)	標準幅員 (最小～最大) (m)
		下段	認 定 の 理 由		
1	西岡吉原1号線 (4970)		豊田市大島町旭196番地先 豊田市前林町京塚根82番地先	890.0	18.0 (18.0～35.0)
			本市南西部を東西に結ぶ幹線道路として、都市計画道路豊田刈谷線等の周辺の都市計画道路と一体的に整備を行い、交通の円滑化と利便性の向上を図るため		
2	土橋竜神1号線 (4971)		豊田市土橋町7丁目5番1地先 豊田市曙町4丁目44番12地先	820.0	20.0 (15.5～36.0)
			都市計画道路土橋竜神線のうち豊田土橋区画整理事業の区域周辺の一部区間の整備を行い、交通の円滑化を図るため		
3	大内1号線 (4972)		豊田市大内町下河内向34番地先 豊田市大内町庄屋敷43番3地先	196.0	5.0 (5.0～27.0)
			国道301号松平バイパス整備事業により既設の道路が分断されることに伴い、新たな市道路線を整備し、地域の生活環境の向上と交通の円滑化を図るため		
4	滝脇日影1号線 (4973)		豊田市滝脇町馬場根89番地先 豊田市滝脇町廣見40番1地先	363.0	8.5 (8.5～20.5)
			松平地区と岡崎市北部を結ぶ新たな市道路線を整備し、地域の生活環境の向上と交通の円滑化を図るため		

整理番号	路線名 (路線番号)	上段	起終点	延長 (m)	標準幅員 (最小～最大) (m)
		下段	認定の理由		
5	若草4号線 (4974)		豊田市若草町3丁目34番5 地先 豊田市若草町2丁目13番1 0地先	440.0	7.0 (7.0～30.0)
			国道153号豊田北バイパス整備事業により既設の道路が分断されることに伴い、新たな市道路線を整備し、地域の生活環境の向上と交通の円滑化を図るため		
6	桝塚東1号線 (4975)		豊田市桝塚東町東郷前11番 2地先 豊田市桝塚東町東郷前45番 2地先	70.5	6.0 (6.0～12.5)
			市街化調整区域内地区計画により宅地供給施策の推進を図るために既設の道路を市道路線として供用するため		
7	市営樹木住宅 線 (4976)		豊田市樹木町3丁目33番2 2地先 豊田市樹木町4丁目27番2 地先	292.7	5.0 (4.0～11.0)
			市営樹木住宅建替え事業により造設された道路を市道路線として供用するため		
8	浄水152号 線 (4977)		豊田市浄水町原山392番2 1地先 豊田市浄水町原山392番1 4地先	109.5	6.0 (6.0～10.2)
			宅地分譲により造設された道路を市道路線として供用するため		
9	八草2号線 (4978)		豊田市八草町三本木930番 1地先 豊田市八草町割田869番1 9地先	267.3	6.0 (6.0～10.2)
			宅地分譲により造設された道路を市道路線として供用するため		

整理番号	路線名 (路線番号)	上段	起終点	延長 (m)	標準幅員 (最小～最大) (m)
		下段	認定の理由		
10	八草3号線 (4979)		豊田市八草町割田869番17地先 豊田市八草町三本木923番5地先	94.4	6.0 (6.0～10.2)
			宅地分譲により造設された道路を市道路線として供用するため		
11	東保見貝津1号線 (4980)		豊田市東保見町根川53番9地先 豊田市貝津町後山51番2地先	157.1	6.0 (6.0～10.3)
			宅地分譲により造設された道路を市道路線として供用するため		
12	東保見1号線 (4981)		豊田市東保見町根川65番3地先 豊田市東保見町根川65番3地先	18.9	6.0 (6.0～10.2)
			宅地分譲により造設された道路を市道路線として供用するため		
13	東保見2号線 (4982)		豊田市東保見町根川53番9地先 豊田市東保見町根川53番53地先	490.0	6.0 (6.0～22.0)
			宅地分譲により造設された道路を市道路線として供用するため		
14	東保見3号線 (4983)		豊田市東保見町根川53番18地先 豊田市東保見町根川65番10地先	75.0	6.0 (6.0～10.7)
			宅地分譲により造設された道路を市道路線として供用するため		

整理番号	路線名 (路線番号)	上段	起終点	延長 (m)	標準幅員 (最小～最大) (m)	
		下段	認定の理由			
15	東保見4号線 (4984)	豊田市東保見町根川53番29地先	63.4	6.0 (6.0～10.7)		
		豊田市東保見町根川53番25地先				
16	貝津東保見1号線 (4985)	宅地分譲により造設された道路を市道路線として供用するため	97.4	6.0 (6.0～10.3)		
		豊田市貝津町後山51番11地先				
17	井上24号線 (4986)	豊田市東保見町根川53番47地先	257.0	6.0 (6.0～10.2)		
		宅地分譲により造設された道路を市道路線として供用するため				
18	栄18号線 (4987)	豊田市栄町4丁目7番16地先	50.0	6.0 (6.0～12.0)		
		豊田市栄町4丁目7番13地先				
19	三軒6号線 (4988)	宅地分譲により造設された道路を市道路線として供用するため	106.1	5.0 (5.0～9.8)		
		豊田市三軒町1丁目10番17地先				
		豊田市三軒町1丁目10番2地先				
		宅地分譲により造設された道路を市道路線として供用するため				

整理番号	路線名 (路線番号)	上段	起終点	延長 (m)	標準幅員 (最小～最大) (m)
		下段	認定の理由		
20	小坂12号線 (4989)		豊田市小坂町13丁目73番 10地先 豊田市小坂町13丁目73番 15地先	50.0	5.0 (5.0～12.0)
			宅地分譲により造設された道路を市道路線として供用するため		
21	堤5号線 (4990)		豊田市堤町御茶屋74番1地 先 豊田市堤町御茶屋73番8地 先	41.1	6.0 (6.0～12.0)
			宅地分譲により造設された道路を市道路線として供用するため		
22	大林7号線 (4991)		豊田市大林町11丁目11番 14地先 豊田市大林町11丁目11番 2地先	49.9	5.0 (5.0～12.0)
			宅地分譲により造設された道路を市道路線として供用するため		
23	若林東18号線 (4992)		豊田市若林東町石根66番1 地先 豊田市若林東町石根66番1 7地先	157.8	5.0 (5.0～9.3)
			宅地分譲により造設された道路を市道路線として供用するため		
24	藤岡西中山9号線 (60366)		豊田市西中山町清水口130 番28地先 豊田市西中山町清水口130 番39地先	210.2	6.0 (6.0～11.0)
			宅地分譲により造設された道路を市道路線として供用するため		

整理番号	路線名 (路線番号)	上段	起終点	延長 (m)	標準幅員 (最小～最大) (m)
		下段	認定の理由		
25	藤岡西中山10号線 (60367)		豊田市西中山町三ツ田32番17地先 豊田市西中山町三ツ田32番52地先	356.8	6.0 (6.0～10.5)
			宅地分譲により造設された道路を市道路線として供用するため		
26	藤岡西中山11号線 (60368)		豊田市西中山町三ツ田32番51地先 豊田市西中山町三ツ田32番54地先	47.7	6.0 (6.0～12.6)
			宅地分譲により造設された道路を市道路線として供用するため		
27	藤岡西中山12号線 (60369)		豊田市西中山町又吉洞1番79地先 豊田市西中山町三ツ田32番44地先	32.9	6.0 (6.0～10.2)
			宅地分譲により造設された道路を市道路線として供用するため		
28	藤岡西中山13号線 (60370)		豊田市西中山町東宮前43番1地先 豊田市西中山町東宮前43番15地先	214.9	6.0 (6.0～10.2)
			宅地分譲により造設された道路を市道路線として供用するため		
29	藤岡西中山14号線 (60371)		豊田市西中山町崩ヶ崎59番8地先 豊田市西中山町東宮前43番11地先	18.5	13.0 (13.0～17.4)
			宅地分譲により造設された道路を市道路線として供用するため		

整理番号	路線名 (路線番号)	上段	起終点	延長 (m)	標準幅員 (最小～最大) (m)
		下段	認定の理由		
30	藤岡西中山15号線 (60372)		豊田市西中山町崩ヶ崎 61番 4地先 豊田市西中山町東宮前 43番 50地先	320.2	6.0 (6.0～10.2)
			宅地分譲により造設された道路を市道路線として供用するため		
31	藤岡西中山16号線 (60373)		豊田市西中山町東宮前 34番 16地先 豊田市西中山町東宮前 43番 31地先	132.6	6.0 (6.0～10.2)
			宅地分譲により造設された道路を市道路線として供用するため		
32	藤岡西中山17号線 (60374)		豊田市西中山町東宮前 43番 42地先 豊田市西中山町東宮前 43番 39地先	60.8	6.0 (6.0～10.2)
			宅地分譲により造設された道路を市道路線として供用するため		
33	藤岡西中山18号線 (60375)		豊田市西中山町東宮前 34番 28地先 豊田市西中山町東宮前 43番 49地先	104.1	6.0 (6.0～10.2)
			宅地分譲により造設された道路を市道路線として供用するため		
34	藤岡西中山19号線 (60376)		豊田市西中山町東宮前 43番 17地先 豊田市西中山町東宮前 43番 88地先	351.1	6.0 (6.0～10.2)
			宅地分譲により造設された道路を市道路線として供用するため		

整理番号	路線名 (路線番号)	上段	起終点	延長 (m)	標準幅員 (最小～最大) (m)
		下段	認定の理由		
35	藤岡西中山20号線 (60377)		豊田市西中山町道貝44番23地先 豊田市西中山町東宮前43番101地先	179.1	9.5 (9.5～14.3)
			宅地分譲により造設された道路を市道路線として供用するため		
36	藤岡西中山21号線 (60378)		豊田市西中山町道貝44番25地先 豊田市西中山町道貝52番26地先	78.4	6.0 (6.0～10.2)
			宅地分譲により造設された道路を市道路線として供用するため		

2 認定路線の総延長 7,264.4 m

【担当課：土木管理課】

## 議案第64号 豊田市健康増進計画の策定について

### 【要旨】

社会経済環境の変化に的確に対応し、市民の健康づくりを総合的かつ計画的に推進するため、新たな豊田市健康増進計画を定める。

#### 1 計画の目的

生活習慣及び社会環境の改善を通して、全ての市民が共に支え合いながら希望や生きがいを持ち、生涯にわたり健やかでこころ豊かに生活できる社会を実現する。

#### 2 計画の位置付け

健康増進法に基づく健康増進計画であり、第8次豊田市総合計画を始めとする本市の関連計画とも連携して、市民の健康づくりを支えていく。

#### 3 計画期間

2018年度（平成30年度）から2022年度（平成34年度）まで

#### 4 基本方針

- (1) 第8次豊田市総合計画が目指す健康づくりの推進
- (2) まちづくりと連動した健康づくりの推進
- (3) 生活習慣病の発症予防と重症化予防の重視
- (4) 将来の健康につながる取組の推進
- (5) 多様な連携による効果的な健康増進の取組の推進
- (6) 「健康日本21（第二次）」評価との整合

#### 5 基本理念

まちぐるみ 心とからだの 健康づくり

#### 6 基本目標

- (1) 健康への関心をより高める
- (2) 健康づくりの取組を持続する
- (3) 健康づくりの輪を広げる

#### 7 指標と評価

##### (1) 健康指標

本計画が目指す最も重要な指標として、「健康寿命の延伸」「健康づくりに取り組む市民の増加」「主観的健康感（観）の向上」を設定する。

##### (2) 評価指標

施策の展開の各項目に対する具体的な指標として、「評価指標」を設定し、計画終了時に、健康指標を含む全67指標について、評価する。

## 8 施策の展開

- (1) 健康づくりのための啓発・教育の充実
- (2) 早期発見・重症化予防に向けた健診・保健指導の活用、がんの早期発見・早期治療
- (3) むし歯・歯周病予防、口腔機能の維持・向上
- (4) 好ましい食生活の実践
- (5) 身体活動・運動・生活活動の習慣化、身体機能の維持・向上
- (6) 睡眠による休養の確保、ストレスの対応方法を身に付ける
- (7) 健康づくりを担う人材の充実と活動の活発化の推進、住民との共働による健康づくりの推進（健康コミュニティの構築）、ソーシャルキャピタルの活用による健康づくりの推進

## 9 重点プロジェクト

- (1) ベジタブル＆トレーニングとよたプラス<sup>じゅう</sup>  
野菜と運動を日常生活に取り入れた健康づくり
- (2) 「8020」から「9020」へ  
いつまでも、自分の歯で食べる健<sup>けんこう</sup>口（康）づくり
- (3) きらきらウエルネス<sup>にじゆうはち</sup>  
地域健康カルテを活用したまちぐるみで取り組む健康づくり

### 【備考】

#### ソーシャルキャピタル

人々の協調行動を活発にすることによって、社会の効率性を高めることのできる、「信頼」「規範」「ネットワーク」といった社会組織の特徴。本計画では、一人ひとりの健康づくりの取組が、より効果の高いものとなるような、地域内での人とのつながりや活動を指す。

【担当課：（保）総務課】

## 議案第65号 豊田市教育行政計画の策定について

### 【要旨】

社会経済環境の変化に的確に対応し、本市の教育行政を総合的かつ計画的に推進するため、新たな豊田市教育行政計画を定める。

#### 1 計画策定の趣旨

第2次豊田市教育行政計画の計画期間の終了に伴い、本市の教育のより一層の振興をめざして、国・社会の動向や本市の現状と課題を十分に踏まえながら、教育行政の方向性を明らかにするとともに、真に必要な取組を着実に推進するため、新たな豊田市教育行政計画を策定する。

#### 2 計画の位置付け

学校教育、生涯学習、スポーツ、文化財及び文化芸術の各分野を包含する、本市の教育行政における基本的かつ総合的な計画であり、教育基本法の規定に基づき、地域の実情に応じて定める、教育の振興のための施策に関する基本的な計画である。

また、豊田市総合計画を上位計画とする教育分野の個別計画であるとともに、市長が定める豊田市教育大綱を実現するための具体的な行動計画に位置付ける。

#### 3 計画期間

2018年度（平成30年度）から2021年度（平成33年度）まで

#### 4 基本理念

多様な市民一人ひとりが自ら学び、地域と共に育ち合う教育の実現

#### 5 めざす人物像

- (1) 生涯にわたって、自ら楽しく学び・育ち続ける人
- (2) 夢に向かって挑戦し、未来を切り拓く人
- (3) 豊田市の多様な魅力を分かち合い、次代へ継承・発信する人
- (4) 互いに認め合い、助け合いながら、共働によるまちづくりに取り組む人

#### 6 重点施策

キーワード：「地域ぐるみで学び合い」

- (1) 一人ひとりの学びの確保
- (2) 課題を解決する力の育成
- (3) 地域資源を生かした学習・活動機会の創出
- (4) 家庭・学校・地域の共働の推進

## 7 基本施策

### (1) 学び・育ち

- ア 生き抜く力を育む学校教育の推進
- イ 安全・安心で快適に学べる教育環境の充実
- ウ 暮らしを豊かにする学習活動の支援
- エ 地域による次世代人材の育成の促進
- オ まちへの誇りや愛着につながるものづくり学習の推進

### (2) スポーツ

　　スポーツ資源を生かした生涯スポーツの推進

### (3) 歴史・文化

- ア 歴史や文化財の継承と価値や魅力の発信
- イ 文化芸術を生かしたまちの魅力づくりの推進

## 8 指標

### (1) 状態指標

　　重点施策と基本施策の施策ごとに設定する状態指標は、めざす姿にどれだけ近づいているかを定量的に確認するための指標として設定し、目標年度に向けてめざす方向を示す。

### (2) 成果指標

　　重点事業ごとに設定する成果指標は、アウトプット指標を中心に市が実施したことで得られた成果を計るものとして設定する。

【担当課：教育政策課】

### ③ 同意

#### 同意第1号 公平委員会委員の選任について

##### 【要旨】

公平委員会委員として次の者を選任する。

##### 選任する者

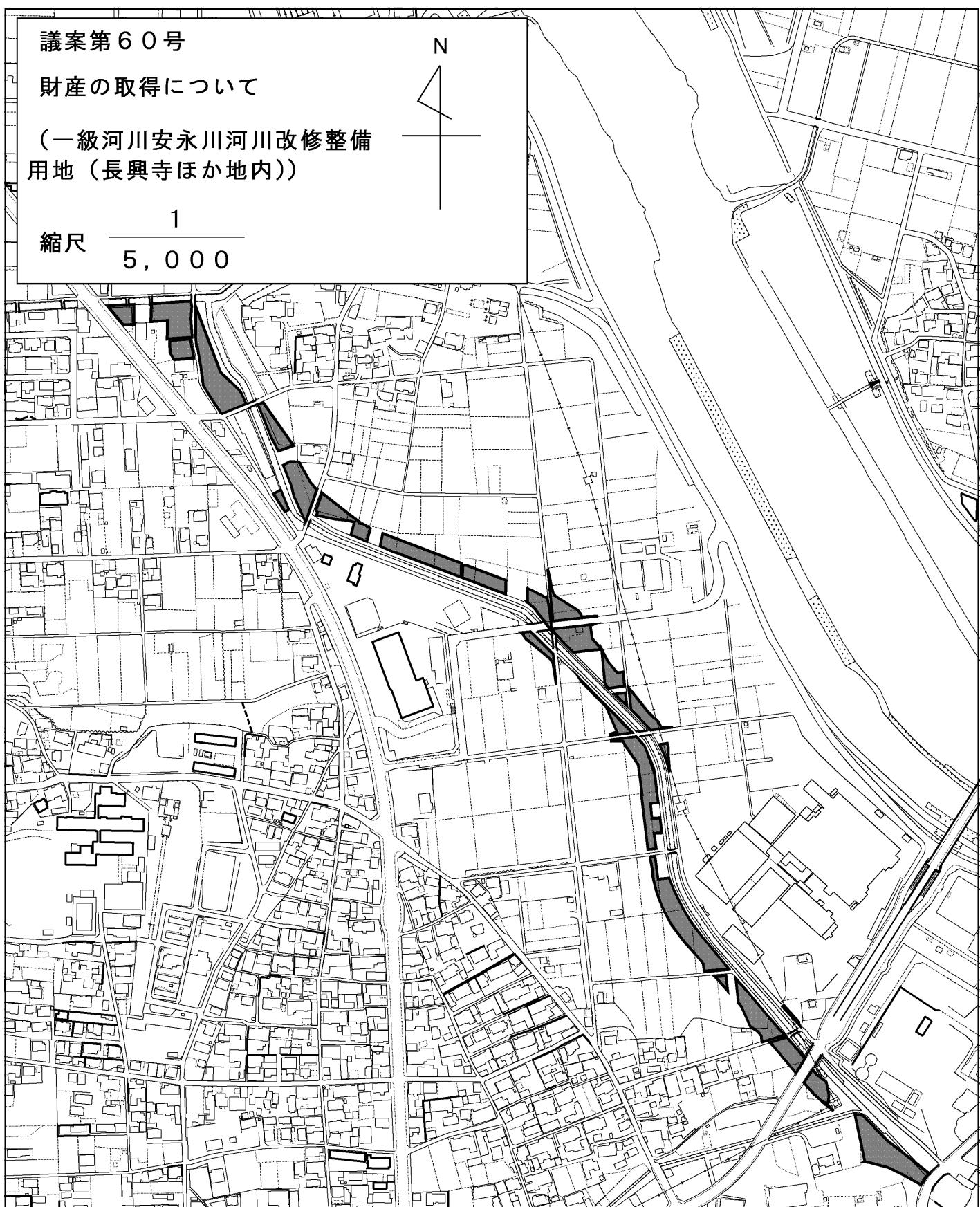
杉 浦 敏 夫 (再任)

##### 【備考】

杉浦敏夫委員が平成30年3月28日付けで任期満了となるため

【担当課：法務課】

#### 4 参考図



凡 例

取 得 箇 所

## 資料 2

### 平成 30 年 3 月 市議会定例会 予 算 関 係 議 案 の 要 旨

#### 目 次

1	平成 29 年度一般会計・特別会計補正予算（3月補正）	1
2	平成 29 年度水道事業会計補正予算（3月補正）	23
3	平成 29 年度下水道事業会計補正予算（3月補正）	27
4	平成 30 年度一般会計・特別会計当初予算	31
5	平成 30 年度水道事業会計当初予算	55
6	平成 30 年度下水道事業会計当初予算	59

※ この資料は、議会開会当日、議場へ持参してください。

資料作成 平成 30 年 2 月 15 日



平成29年度

豊田市 一般会計 補正予算資料  
特別会計

(3月補正)



平成29年度3月補正 各会計別 予算総括表

(単位:千円・%)

区分	補正前の額	補正額	計	補正前構成比	補正後構成比	備考
----	-------	-----	---	--------	--------	----

一般会計	182,298,000	5,702,000	188,000,000	70.0	70.4	議案第31号
------	-------------	-----------	-------------	------	------	--------

特別会計 合計	国民健康保険	41,986,276	△ 851,559	41,134,717	16.1	15.4	議案第32号
	地区画整理	土橋	3,061,248	405	3,061,653	1.2	1.2
		寺部	2,961,723	376	2,962,099	1.2	1.1
		花園	2,936,466	63	2,936,529	1.1	1.1
	分譲住宅建設	10,606	52	10,658	0.0	0.0	議案第34号
	卸売市場	221,146	△ 5,306	215,840	0.1	0.1	議案第35号
	水道水源保全	109,264	△ 60,176	49,088	0.1	0.0	議案第36号
	母子父子寡婦福祉	44,698	953	45,651	0.0	0.0	議案第37号
	介護保険	21,926,569	193,361	22,119,930	8.4	8.3	議案第38号
	財産区	盛岡	3,842	1,515	5,357	0.0	0.0
		賀茂	7,073	2,118	9,191	0.0	0.0
	後期高齢者医療	4,634,561	145,891	4,780,452	1.8	1.8	議案第40号
	産業用地造成	77,568	1,454,285	1,531,853	0.0	0.6	議案第41号
	小計	77,981,040	881,978	78,863,018	30.0	29.6	

合計 (一般会計+特別会計)	260,279,040	6,583,978	266,863,018	100.0	100.0	
-------------------	-------------	-----------	-------------	-------	-------	--

企業会計	水道事業	収入	14,299,402	△ 896,303	13,403,099	—	—	議案第42号
		支出	18,938,993	△ 288,097	18,650,896	—	—	
	下水道事業	収入	14,261,975	△ 1,176,946	13,085,029	—	—	議案第43号
		支出	17,516,145	△ 356,152	17,159,993	—	—	
	支出合計	36,455,138	△ 644,249	35,810,889				

総計 (一般会計+特別会計 +企業会計)	296,734,178	5,939,729	302,673,907	—	—	
----------------------------	-------------	-----------	-------------	---	---	--

平成29年度3月補正

一般会計

(議案第31号)

(歳入)

(単位:千円・%)

款	補正前の額	補正額	計	補正前構成比	補正後構成比	備考
1 市 税	97,785,828	8,084,045	105,869,873	53.6	56.3	
2 地 方 譲 与 税	1,258,000	△ 54,000	1,204,000	0.7	0.6	
3 利 子 割 交 付 金	121,000	38,000	159,000	0.1	0.1	
4 配 当 割 交 付 金	558,000	△ 53,000	505,000	0.3	0.3	
5 株式等譲渡所得割交付金	418,000	17,000	435,000	0.2	0.2	
6 地 方 消 費 税 交 付 金	8,271,000	159,000	8,430,000	4.5	4.5	
7 ゴルフ場利用税交付金	390,000	△ 8,000	382,000	0.2	0.2	
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	729,000	△ 47,000	682,000	0.4	0.4	
9 地 方 特 例 交 付 金	304,000	4,308	308,308	0.2	0.2	
10 地 方 交 付 税	5,100,000	△ 47,636	5,052,364	2.8	2.7	
11 交通安全対策特別交付金	64,000	1,000	65,000	0.0	0.0	
12 分 担 金 及 び 負 担 金	410,212	△ 6,524	403,688	0.2	0.2	
13 使 用 料 及 び 手 数 料	3,139,813	△ 14,147	3,125,666	1.7	1.7	
14 国 庫 支 出 金	22,853,912	△ 339,857	22,514,055	12.5	12.0	
15 県 支 出 金	9,938,587	△ 123,309	9,815,278	5.5	5.2	
16 財 産 収 入	571,436	17,685	589,121	0.3	0.3	
17 寄 附 金	4,493	7,809	12,302	0.0	0.0	
18 繰 入 金	11,167,193	△ 278,369	10,888,824	6.1	5.8	
19 繰 越 金	3,560,106	1,500,395	5,060,501	2.0	2.7	
20 諸 収 入	6,653,420	144,600	6,798,020	3.7	3.6	
21 市 債	9,000,000	△ 3,300,000	5,700,000	5.0	3.0	
合 计	182,298,000	5,702,000	188,000,000	100.0	100.0	

## 歳入の主な内訳

(単位：千円)

款	補正額	主な内訳		
		補正額	補正前	補正後
1 市 税	8,084,045	法 人 市 民 税	7,400,000	10,909,000 18,309,000
		固 定 資 産 税	638,045	39,946,007 40,584,052
14 国庫支出金	△ 339,857	教育・保育給付費負担金	△ 85,664	938,261 852,597
		児童手当負担金	△ 168,520	5,467,164 5,298,644
		子ども・子育て支援交付金	63,365	215,095 278,460
		児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金	13,583	0 13,583
		道整備交付金	△ 172,290	384,350 212,060
		連続立体交差事業費補助金	108,000	0 108,000
		学校施設環境改善交付金	260,615	2,468 263,083
		社会資本整備総合交付金	△ 286,735	7,893,559 7,606,824
15 県支出金	△ 123,309	教育・保育給付費負担金	△ 42,832	469,130 426,298
		医療助成費補助金	△ 53,762	983,941 930,179
		介護施設等整備事業費補助金	△ 131,137	163,137 32,000
		子ども・子育て支援交付金	48,818	215,095 263,913
		教育・保育給付費補助金	△ 41,348	152,298 110,950
		都市基盤河川改修費補助金	301,000	412,000 713,000
		衆議院議員総選挙執行経費委託金	132,599	0 132,599
18 繰 入 金	△ 278,369	藤岡支所庁舎・藤岡交流館整備基金繰入金	△ 169,066	295,000 125,934
		ものづくり未来創造基金繰入金	△ 60,921	282,722 221,801
19 繰 越 金	1,500,395	前 年 度 繰 越 金	1,500,395	3,560,106 5,060,501
20 諸 収 入	144,600	簡易水道事業特別会計精算金	235,500	0 235,500
合 計	5,702,000			

## (目的別歳出)

(単位：千円・%)

款	補正前の額	補正額	計	補正前構成比	補正後構成比	備考
1 議会費	880,751	△ 15,147	865,604	0.5	0.5	
2 総務費	19,829,907	2,343,610	22,173,517	10.9	11.8	
3 民生費	55,131,891	△ 1,210,321	53,921,570	30.2	28.7	
4 衛生費	15,054,191	△ 311,897	14,742,294	8.2	7.8	
5 労働費	263,097	219	263,316	0.1	0.1	
6 農林水産業費	2,878,857	△ 249,605	2,629,252	1.6	1.4	
7 商工費	4,498,492	960,787	5,459,279	2.5	2.9	
8 土木費	41,455,831	1,068,104	42,523,935	22.7	22.6	
9 消防費	7,585,006	△ 194,823	7,390,183	4.2	3.9	
10 教育費	21,828,518	3,133,182	24,961,700	12.0	13.3	
11 災害復旧費	332,426	△ 4,877	327,549	0.2	0.2	
12 公債費	12,329,033	212,768	12,541,801	6.8	6.7	
13 諸支出金	30,000	△ 30,000	0	0.0	0.0	
14 予備費	200,000	0	200,000	0.1	0.1	
合計	182,298,000	5,702,000	188,000,000	100.0	100.0	

## 歳出の主な内訳

(単位：千円)

款	補正額	主な内訳		
		補正額	補正前	補正後
2 総務費	2,343,610	財政調整基金積立金	2,730,000	100,000 2,830,000
		藤岡地域核整備事業費	△ 151,723	328,663 176,940
3 民生費	△ 1,210,321	国民健康保険特別会計繰出金	△ 884,641	3,264,799 2,380,158
		福祉センター費	672,161	94,883 767,044
		特別養護老人ホーム費	△ 169,991	539,669 369,678
		児童手当給付費	△ 180,000	7,800,000 7,620,000
		こども園施設整備費	192,496	165,568 358,064
4 衛生費	△ 311,897	豊田地域医療センター施設等整備費	△ 72,174	1,095,610 1,023,436
7 商工費	960,787	産業立地政策推進費	△ 290,033	1,313,570 1,023,537
		産業用地造成事業特別会計繰出金	1,454,285	77,567 1,531,852
8 土木費	1,068,104	市道新設・改良費 (30事業)	533,057	1,698,464 2,231,521
		河川改良費 (一級河川安永川ほか)	1,218,294	1,625,082 2,843,376
		都市計画事業地区画整理公共施設管理者負担金	△ 1,687,888	5,833,240 4,145,352
		都市計画事業地区画整理特別会計繰出金	1,652,052	2,820,712 4,472,764
		街路建設費	424,412	1,144,995 1,569,407
		特定道路建設費	△ 138,983	1,476,243 1,337,260
		下水道事業出資金	△ 330,000	1,290,000 960,000
10 教育費	3,133,182	教育施設整備基金積立金	2,000,000	905 2,000,905
		小学校施設整備費	965,702	528,161 1,493,863
		中学校校舎建設費	△ 170,939	515,428 344,489
		中学校施設整備費	779,784	316,786 1,096,570
		交流館建設費	△ 160,000	352,000 192,000
合計	5,702,000			

継続費補正（変更）

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2 総務費	2 地域費	藤岡支所建設事業	703,000	平成29	325,000	703,000	平成29	174,700
				30	378,000		30	528,300
		足助屋敷及び周辺施設 公共下水道接続事業	88,900	28	35,600	62,608	28	35,600
				29	53,300		29	27,008
3 民生費	4 児童費	こども発達センター 空調設備整備事業	300,400	28	90,200	242,244	28	90,200
				29	210,200		29	152,044
		(仮) 外来療育施設 設計事業	53,000	28	13,900	44,916	28	13,900
				29	39,100		29	31,016
4 衛生費	1 保健費	豊田地域医療センター 再整備設計事業	273,000	26	78,000	271,080	26	78,000
				27	80,000		27	80,000
				28	38,000		28	38,000
				29	77,000		29	75,080
		豊田地域医療センター 再整備事業	133,000	28	78,700	117,727	28	78,700
				29	54,300		29	39,027
		(仮) 南部1次救急診療所 設計事業	8,000	28	2,100	6,748	28	2,100
				29	5,900		29	4,648
7 商工費	1 商工費	ものづくり創造拠点 施設整備事業	250,000	28	75,000	240,030	28	75,000
				29	175,000		29	165,030
8 土木費	2 道路橋りょう費	市道改良事業 (市道小原大草市場線 その3)	150,000	28	30,000	147,395	28	30,000
				29	120,000		29	117,395
	4 河川費	河川改良事業 (一級河川安永川 その4)	1,173,000	27	9,000	1,445,000	27	9,000
				28	765,000		28	765,000
				29	264,000		29	540,000
				30	135,000		30	131,000
	4 河川費	河川改良事業 (一級河川安永川 その5)	680,000	28	210,000	680,000	28	210,000
				29	195,000		29	348,000
				30	275,000		30	122,000
	4 河川費	河川改良事業 (一級河川安永川 その6)	555,000	29	216,000	555,000	29	126,000
				30	339,000		30	429,000

継続費補正（変更）つづき

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
8 土木費	5 都市計画費	名鉄三河線若林駅付近立体交差設計負担事業	1,100,000	平成28	498,000	1,100,000	平成28	498,000
				29	602,000		29	560,400
							30	41,600
		内環状線建設事業 (高橋細谷線 安永川橋りょう)	1,110,000	28	600,000	1,560,000	28	600,000
				29	305,000		29	305,000
				30	140,000		30	505,000
				31	65,000		31	150,000
		内環状線建設事業 (竜宮橋)	6,000,000	29	494,000	7,850,000	29	494,000
				30	1,137,000		30	1,339,000
				31	1,546,000		31	2,755,000
				32	910,000		32	1,349,000
				33	934,000		33	934,000
				34	979,000		34	979,000
9 消防費	1 消防費	足助消防署改修事業	383,500	28	334,900	371,067	28	334,900
				29	48,600		29	36,167
		足助消防署救助訓練施設等整備事業	191,000	28	135,000	180,100	28	135,000
				29	56,000		29	45,100
		藤岡支所防災施設整備事業	74,000	29	29,600	30,000	29	1,600
				30	44,400		30	28,400
10 教育費	3 中学校費	猿投中学校校舎増築事業	764,000	28	335,000	623,656	28	335,000
				29	429,000		29	288,656
	7 社会教育費	藤岡交流館建設事業	919,000	29	352,000	919,000	29	192,000
				30	567,000		30	727,000
	8 文化体育費	豊田スタジアム修繕事業 (メインマスト等再塗装)	286,000	29	172,000	430,000	29	172,000
11 災害復旧費	1 災害復旧費	文教施設災害復旧事業 (山之手小学校 プール更衣室棟)	45,000	28	31,500		28	31,500
				29	13,500		29	8,568

繰越明許費補正（追加）

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	4 戸籍住民基本台帳費	コンビニエンスストア証明書交付システム改修事業	3,000
3 民生費	2 障がい者福祉費	民間障がい者施設整備補助事業	57,200
	4 児童福祉費	浄水小学校仮設放課後活動室整備事業	18,400
4 衛生費	1 保健衛生費	古瀬間聖苑改修設計事業	11,800
6 農林水産業費	2 農地費	地籍調査事業	15,800
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう耐震補強事業 (平成記念橋外1橋)	143,000
		市道改良事業 (都市計画道路豊田則定線 (高橋)関連)	38,000
		市道改良事業 (市道東部33号線)	21,000
		市道改良事業 (市道藤岡田中二反田線)	8,500
		法定外道路改良事業	18,000
		法定外道路公共補償事業	2,200
	3 交通安全施設費	歩行者・自転車通行環境整備事業	100,000
	4 河川費	河川改良事業 (一級河川安永川)	401,900
		初音川樋門改修事業	24,000
5 都市計画費	5 都市計画費	公共施設管理者負担事業 (土橋土地区画整理事業)	463,500
		公共施設管理者負担事業 (寺部土地区画整理事業)	189,200
		公共施設管理者負担事業 (花園土地区画整理事業)	93,500
		平戸橋土地区画整理補助事業	45,500
		四郷駅周辺土地区画整理補助事業	590,000
		電線類地中化事業	169,300
		名鉄三河線若林駅付近 連続立体交差事業	33,400
		豊田市駅駅舎設計事業	11,200
		愛知環状鉄道設備整備補助事業	37,345
		保全改修事業 (若林東小学校外7校)	1,009,300
10 教育費	2 小学校費	保全改修事業 (松平中学校外4校)	828,600

債務負担行為補正（追加）

事 項	期 間	限 度 額
東部給食センター改築整備・運営業務委託事業	平成30年度から平成37年度まで	6,297,800千円及び金利変動、物価変動、消費税制度等の変更に伴う増減額の合計額を加算した額

地方債補正（変更）

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前 額	補 正 後 額
	限 度	度
総務管理事業費	7,000	0
地域振興事業費	196,700	194,700
児童福祉事業費	212,300	136,800
農地事業費	103,200	34,200
林業事業費	97,600	23,900
道路橋りょう事業費	755,400	289,800
交通安全施設事業費	33,700	0
河川事業費	374,300	391,700
都市計画事業費	5,886,500	3,287,700
住宅事業費	368,800	295,600
消防事業費	507,300	364,700
小学校事業費	1,900	297,300
中学校事業費	284,100	363,600
社会教育事業費	151,200	0

## (性質別歳出)

(単位：千円・%)

区分	補正前の額	補正額	計	補正前構成比	補正後構成比	備考
人件費	30,999,086	△ 104,898	30,894,188	17.0	16.4	
物件費	31,921,629	△ 619,596	31,302,033	17.5	16.7	
維持補修費	2,466,532	△ 180,773	2,285,759	1.3	1.2	
扶助費	29,706,969	△ 712,650	28,994,319	16.3	15.4	
補助費等	24,010,638	△ 876,156	23,134,482	13.2	12.3	
普通建設事業費	37,116,018	1,427,384	38,543,402	20.4	20.5	
災害復旧事業費	332,426	△ 4,877	327,549	0.2	0.2	
公債費	12,329,033	212,768	12,541,801	6.8	6.7	
積立金	123,575	4,735,324	4,858,899	0.1	2.6	
投資及び出資金	1,341,000	△ 330,000	1,011,000	0.7	0.5	
貸付金	1,531,000	0	1,531,000	0.8	0.8	
繰出金	10,220,094	2,155,474	12,375,568	5.6	6.6	
予備費	200,000	0	200,000	0.1	0.1	
合計	182,298,000	5,702,000	188,000,000	100.0	100.0	

(単位：千円)

議案第32号 国民健康保険	(歳 入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 国民健康保険税	8,428,958	△ 195,562	8,233,396
	2 国庫支出金	6,449,505	△ 811,655	5,637,850
	3 療養給付費等交付金	641,626	△ 106,836	534,790
	4 前期高齢者交付金	11,895,340	249,153	12,144,493
	5 県支出金	2,501,053	△ 430,174	2,070,879
	6 共同事業交付金	7,888,380	△ 619,526	7,268,854
	7 財産収入	395	886	1,281
	8 繰入金	3,964,799	△ 884,641	3,080,158
	9 繰越金	28,344	1,968,486	1,996,830
	10 諸収入	187,876	△ 21,690	166,186
	合 計	41,986,276	△ 851,559	41,134,717
(歳 出)				
	款	補正前の額	補正額	計
	1 総務費	398,597	147,339	545,936
	2 保険給付費	25,670,712	△ 1,380,000	24,290,712
	3 後期高齢者支援金	4,618,305	195,898	4,814,203
	4 前期高齢者納付金	17,383	0	17,383
	5 老人保健拠出金	164	△ 81	83
	6 介護納付金	1,696,922	△ 26,542	1,670,380
	7 共同事業拠出金	9,148,309	△ 863,143	8,285,166
	8 保健事業費	385,489	△ 11,361	374,128
	9 基金積立金	395	1,086,331	1,086,726
	10 予備費	50,000	0	50,000
	合 計	41,986,276	△ 851,559	41,134,717

(単位：千円)

議案第33号 都市計画事業 地区画整理 (土 橋)	(歳 入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 事 業 収 入	89,425	23,846	113,271
	2 負 担 金	2,054,500	△ 1,285,400	769,100
	3 使用料及び手数料	473	△ 173	300
	4 繰 入 金	745,830	1,283,238	2,029,068
	5 繰 越 金	1	29,039	29,040
	6 諸 収 入	171,019	△ 50,145	120,874
合 計		3,061,248	405	3,061,653
都市計画事業 地区画整理 (寺 部)	(歳 出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 土橋地区画整理費	3,061,248	405	3,061,653
	合 計	3,061,248	405	3,061,653
	(歳 入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 事 業 収 入	42,680	31,790	74,470
	2 負 担 金	1,608,740	△ 30,038	1,578,702
(歳 出)	3 使用料及び手数料	160	0	160
	4 繰 入 金	1,310,074	△ 3,728	1,306,346
	5 繰 越 金	1	2,306	2,307
	6 諸 収 入	68	46	114
	合 計	2,961,723	376	2,962,099
	(歳 出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 寺部地区画整理費	2,961,723	376	2,962,099
	合 計	2,961,723	376	2,962,099

(単位：千円)

(歳 入)				
	款	補正前の額	補正額	計
都市計画事業 地区画整理 つづき (花 園)	1 事 業 収 入	1	△ 1	0
	2 負 担 金	2, 170, 000	△ 372, 450	1, 797, 550
	3 使用料及び手数料	80	△ 10	70
	4 繰 入 金	764, 808	372, 542	1, 137, 350
	5 繰 越 金	1, 294	0	1, 294
	6 諸 収 入	283	△ 18	265
	合 計	2, 936, 466	63	2, 936, 529
(歳 出)				
	款	補正前の額	補正額	計
	1 花園地区画整理費	2, 936, 466	63	2, 936, 529
	合 計	2, 936, 466	63	2, 936, 529

(単位：千円)

	款	項	事業名	補正前			補正後			
				総額	年度	年割額	総額	年度	年割額	
都市計画事業 土地区画整理 つづき 継続費補正 (変更)	1 土 地 区 画 整 理 費	1 土 地 区 画 整 理 費	橋 橋 土 地 区 画 整 理 費	豊田都市計画 土 地 区 橋 土 地 区 画 整 理 事 業	33, 252, 000	平成 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33	70, 000 97, 000 197, 000 101, 000 34, 000 62, 000 235, 000 1, 589, 000 1, 708, 000 2, 315, 000 2, 613, 000 2, 975, 000 3, 423, 000 2, 740, 000 1, 820, 000 1, 606, 000 2, 026, 000 2, 395, 000 4, 126, 000 2, 974, 000 102, 000 20, 000 12, 000 12, 000	34, 625, 000	平成 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33	70, 000 97, 000 197, 000 101, 000 34, 000 62, 000 235, 000 1, 589, 000 1, 708, 000 2, 315, 000 2, 613, 000 2, 975, 000 3, 423, 000 2, 740, 000 1, 820, 000 1, 606, 000 2, 026, 000 2, 395, 000 4, 126, 000 2, 974, 000 1, 475, 000 20, 000 12, 000 12, 000

(単位：千円)

	款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
				総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
都市計画事業 土地区画整理 つづき  継続費補正 (変更) つづき	1 寺 土 部 地 区 画 整 理 費	1 寺 土 部 地 区 画 整 理 費	豊田都市計画 寺 土 地 区 画 整 理 事 業	14,841,000	平成 19	9,000	14,841,000	平成 19	9,000
					20	259,000		20	259,000
					21	112,000		21	112,000
					22	35,000		22	35,000
					23	300,000		23	300,000
					24	1,253,000		24	1,253,000
					25	777,000		25	777,000
					26	1,112,000		26	1,112,000
					27	2,240,000		27	2,240,000
					28	2,446,000		28	2,446,000
					29	2,894,000		29	2,894,000
					30	1,732,000		30	1,225,000
					31	769,000		31	1,176,000
					32	733,000		32	833,000
					33	150,000		33	150,000
					34	20,000		34	20,000
花園 土地区画 整理費	1 花 園 土 地 区 画 整 理 費	1 花 園 土 地 区 画 整 理 費	豊田都市計画 花 土 地 区 画 整 理 事 業	17,609,000	平成 22	40,000	17,609,000	平成 22	40,000
					23	130,000		23	130,000
					24	50,000		24	50,000
					25	266,000		25	266,000
					26	452,000		26	452,000
					27	1,380,000		27	1,380,000
					28	2,336,000		28	2,336,000
					29	2,853,000		29	2,853,000
					30	3,026,000		30	2,880,000
					31	2,434,000		31	2,580,000
					32	2,356,000		32	2,356,000
					33	905,000		33	905,000
					34	1,088,000		34	1,088,000
					35	216,000		35	216,000
					36	77,000		36	77,000

(単位：千円)

議案第34号 分譲住宅建設事業	(歳 入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 事 業 収 入	1	0	1
	2 使用料及び手数料	33	△ 2	31
	3 繰 入 金	7,412	△ 7,412	0
	4 繰 越 金	3,158	7,466	10,624
	5 諸 収 入	2	0	2
	合 計	10,606	52	10,658
	(歳 出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 宅 地 造 成 費	10,506	52	10,558
	2 予 備 費	100	0	100
	合 計	10,606	52	10,658
議案第35号 卸売市場	(歳 入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 使用料及び手数料	102,157	△ 1,373	100,784
	2 繰 入 金	47,147	△ 32,559	14,588
	3 繰 越 金	1	30,446	30,447
	4 諸 収 入	71,841	△ 1,820	70,021
	合 計	221,146	△ 5,306	215,840
	(歳 出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 卸 売 市 場 費	220,646	△ 5,306	215,340
	2 予 備 費	500	0	500
	合 計	221,146	△ 5,306	215,840

(単位：千円)

議案第36号 水道水源保全事業	(歳 入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 負 担 金	44,636	684	45,320
	2 財 産 収 入	84	110	194
	3 寄 附 金	1	0	1
	4 繰 入 金	64,540	△ 64,540	0
	5 繰 越 金	1	3,568	3,569
	6 諸 収 入	2	2	4
	合 計	109,264	△ 60,176	49,088
	(歳 出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 水道水源保全費	109,264	△ 60,176	49,088
	合 計	109,264	△ 60,176	49,088
議案第37号 母子父子寡婦福祉資金貸付事業	(歳 入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 事 業 収 入	14,734	0	14,734
	2 繰 入 金	2,429	0	2,429
	3 繰 越 金	27,533	953	28,486
	4 諸 収 入	2	0	2
	合 計	44,698	953	45,651
	(歳 出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 貸 付 事 業 費	18,829	0	18,829
	2 公 債 費	25,869	953	26,822
	合 計	44,698	953	45,651

(単位：千円)

		(歳 入)		
議案第38号 介護保険事業	款	補正前の額	補正額	計
	1 保 険 料	5,679,300	49,490	5,728,790
	2 手 数 料	1,685	△ 210	1,475
	3 国 庫 支 出 金	4,045,640	△ 96,405	3,949,235
	4 支 払 基 金 交 付 金	5,715,642	△ 128,276	5,587,366
	5 県 支 出 金	3,048,363	△ 82,787	2,965,576
	6 財 産 収 入	199	1,238	1,437
	7 寄 附 金	1	0	1
	8 繰 入 金	3,429,574	△ 128,595	3,300,979
	9 繰 越 金	1	574,193	574,194
10 諸 収 入		6,164	4,713	10,877
合 計		21,926,569	193,361	22,119,930
		(歳 出)		
	款	補正前の額	補正額	計
	1 総 務 費	598,540	△ 22,817	575,723
	2 保 険 給 付 費	20,073,284	△ 65,000	20,008,284
	3 地 域 支 援 事 業 費	1,237,174	△ 7,354	1,229,820
	4 基 金 積 立 金	1	250,262	250,263
	5 諸 支 出 金	7,570	38,270	45,840
	6 予 備 費	10,000	0	10,000
合 計		21,926,569	193,361	22,119,930

(単位：千円)

議案第39号 財産区（盛岡）	(歳 入)			
	款	補正前の額	補正額	計
1 財 産 収 入	3,707	17	3,724	
2 繰 入 金	132	0	132	
3 繰 越 金	1	955	956	
4 諸 収 入	2	543	545	
合 計	3,842	1,515	5,357	
財産区（賀茂）	(歳 出)			
	款	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費	3,841	△ 518	3,323	
2 基 金 積 立 金	1	2,033	2,034	
合 計	3,842	1,515	5,357	
財産区（賀茂）	(歳 入)			
	款	補正前の額	補正額	計
1 財 産 収 入	77	52	129	
2 繰 入 金	6,993	0	6,993	
3 繰 越 金	1	2,066	2,067	
4 諸 収 入	2	0	2	
合 計	7,073	2,118	9,191	
財産区（賀茂）	(歳 出)			
	款	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費	7,072	△ 1,855	5,217	
2 基 金 積 立 金	1	3,973	3,974	
合 計	7,073	2,118	9,191	

(単位：千円)

議案第40号 後期高齢者医療	(歳 入)			
	款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	3,965,650	106,020	4,071,670	
2 繰 入 金	659,093	13,705	672,798	
3 繰 越 金	1,000	26,103	27,103	
4 諸 収 入	8,818	63	8,881	
合 計	4,634,561	145,891	4,780,452	
議案第41号 産業用地 造成事業	(歳 出)			
	款	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費	121,899	△ 509	121,390	
2 広域連合納付金	4,504,514	146,400	4,650,914	
3 諸 支 出 金	8,148	0	8,148	
合 計	4,634,561	145,891	4,780,452	
議案第41号 産業用地 造成事業	(歳 入)			
	款	補正前の額	補正額	計
1 繰 入 金	77,567	1,454,285	1,531,852	
2 諸 収 入	1	0	1	
合 計	77,568	1,454,285	1,531,853	
議案第41号 産業用地 造成事業	(歳 出)			
	款	補正前の額	補正額	計
1 産業用地造成費	67,568	1,454,285	1,521,853	
2 予 備 費	10,000	0	10,000	
合 計	77,568	1,454,285	1,531,853	

平成29年度

豊田市水道事業会計補正予算資料

(3月補正)

平成29年度 水道事業会計 3月補正予算（議案第42号）

1 収益的収入及び支出

○水道事業収益

(単位：千円)

科 目		既決予定額	補正予定額	補正後予定額	主 な 内 訳	
営業収益	給水収益	9,194,571	△ 12,000	9,182,571	水道料金	△ 12,000
	受託工事収益	1,000	0	1,000		
	その他営業収益	19,540	△ 11,805	7,735	配水管工事収益等	△ 11,805
営業外収益	受取利息	1,402	2,765	4,167	預金利息等	2,765
	他会計負担金	64,556	△ 6,621	57,935	一般会計負担金（償還利息）	△ 6,621
	他会計補助金	600,000	0	600,000		
	長期前受金戻入	1,368,940	△ 23,428	1,345,512		
雑収益					下水道使用料金徴収業務負担金	△ 25,556
					派遣職員人件費負担金	5,635
特 別 利 益		138,594	669	139,263	過年度損益修正益	669
合 計		11,547,416	△ 59,441	11,487,975		

○水道事業費用

(単位：千円)

科 目		既決予定額	補正予定額	補正後予定額	主 な 内 訳	
営業費用	原水及び浄水費	3,475,062	△ 12,930	3,462,132	施設管理費	△ 12,930
	配水及び給水費	1,450,940	△ 62,273	1,388,667	人件費	△ 9,881
					量水器管理費	△ 9,659
					給水事業費	△ 7,455
					配水管維持費	△ 1,408
営業外費用	受託工事費	1,000	0	1,000	施設管理費	△ 33,274
	業務費	353,640	△ 975	352,665	業務事務費	△ 830
	総係費	187,438	△ 4,788	182,650	人件費	△ 202
消費税用					普及宣伝費	△ 1,169
					貸倒引当金繰入額	△ 814
	減価償却費	4,704,761	△ 56,883	4,647,878	固定資産減価償却費	△ 56,883
	資産減耗費	368,364	64,148	432,512	固定資産除却費	64,148
営業外費用	支払利息	430,065	△ 2,357	427,708		
	雑支出	4,684	900	5,584		
	消費税及び 地方消費税	128,630	4,442	133,072		
特 別 損 失		6,085	101	6,186	固定資産売却損	101
合 計		11,110,669	△ 70,615	11,040,054		
収 支		436,747	11,174	447,921		

## 2 資本的収入及び支出

### ○資本的収入

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	補正後予定額	主 な 内 訳
収 入	企業債	200,000	△ 100,000	地方公共団体金融機構 △ 100,000
	工事分担金	2,070,868	△ 693,594	下水道関連支障移転工事分担金 △ 305,578 区画整理事業等分担金 △ 238,031 土木工事支障移転工事分担金 △ 149,985
	県補助金	99,508	△ 25,873	水道管路緊急改善事業 △ 8,320 重要給水施設配水管事業 △ 11,527 基幹水道構造物耐震化事業 △ 6,026
	固定資産 売却収入	396	107	503
	給水負担金	221,747	△ 3,005	新規給水負担金 △ 2,394 メータ一負担金 △ 611
	他会計負担金	159,467	△ 14,497	一般会計負担金（償還元金） △ 14,497
合 計		2,751,986	△ 836,862	1,915,124

### ○資本的支出

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	補正後予定額	主 な 内 訳
建 設 改 良 費	水道拡張費	654,260	△ 54,165	600,095 拡張事業費 △ 54,155
	水道整備費	5,674,917	△ 124,450	人件費 △ 12,000 技術管理費 △ 906 施設整備費 △ 20,673 水道管新設事業費 △ 80,000 給水申込関連事業 △ 3,000 配水区域再編事業 △ 7,000
	固定資産 購入費	101,007	△ 38,867	機械及び装置 △ 36,715 車両運搬具 △ 2,148
	償 還 金	1,398,140	0	1,398,140
	合 計	7,828,324	△ 217,482	7,610,842
	収 支	△ 5,076,338	△ 619,380	△ 5,695,718

\* 収支不足額5,695,718千円は、損益勘定留保資金等により補填。



平成29年度

豊田市下水道事業会計補正予算資料

(3月補正)

平成29年度 下水道事業会計 3月補正予算（議案第43号）

1 収益的収入及び支出

○下水道事業収益

(単位：千円)

科 目		既決予定額	補正予定額	補正後予定額	主な内訳
営業収益	下水道収益	4,029,635	△ 7,588	4,022,047	下水道使用料 △ 7,588
	他会計負担金	526,381	4,725	531,106	雨水処理負一般会計担金 4,725
	受託事業収益	24,000	△ 24,000	0	災害用便槽設置に伴う工事収益 △ 24,000
営業外収益	受取利息	126	397	523	預金利息 397
	他会計負担金	2,174,837	△ 53,434	2,121,403	一般会計負担金 △ 53,434
	他会計補助金	284,742	△ 41,475	243,267	一般会計補助金 △ 41,475
	国庫補助金	1,300	△ 898	402	社会資本整備総合交付金 △ 898
	長期前受金戻入	1,797,044	△ 5,214	1,791,830	
	雑収益	2,095	902	2,997	受益者負担金延滞金 90 目的外使用料 636
特 別 利 益		8	382	390	過年度損益修正益 382
合 計		8,840,168	△ 126,203	8,713,965	

○下水道事業費用

(単位：千円)

科 目		既決予定額	補正予定額	補正後予定額	主な内訳
営業費用	汚水管渠費	278,956	△ 1,535	277,421	汚水管渠管理費 △ 57 水質管理費 △ 1,415
	汚水ポンプ場費	96,435	0	96,435	
	汚水処理場費	331,552	△ 9,127	322,425	汚水処理場管理費 △ 9,100
	流域下水道維持管理負担金	1,341,628	0	1,341,628	
	雨水施設費	119,635	△ 4,311	115,324	雨水管渠管理費 △ 1,700
	業務費	211,034	△ 38,378	172,656	使用料徴収費 △ 25,110 汚水ポンプ施設設置費補助金 △ 12,200
	総係費	104,669	△ 4,599	100,070	電子計算機器費 △ 84 貸倒引当金 △ 3,229
	受託事業費	24,000	△ 24,000	0	災害用便槽設置工事 △ 24,000
	減価償却費	4,746,494	△ 17,035	4,729,459	固定資産減価償却費 △ 17,035
営業外費用	資産減耗費	162,543	△ 52,017	110,526	固定資産除却費 △ 52,017
	支払利息	943,164	△ 13,838	929,326	企業債償還利息 △ 13,838
	雑支出	888	0	888	
	消費税及び地方消費税	14,030	0	14,030	
特 別 損 失		1,602	0	1,602	
合 計		8,376,630	△ 164,840	8,211,790	
收 支		463,538	38,637	502,175	

## 2 資本的収入及び支出

### ○資本的収入

(単位：千円)

科 目		既決予定額	補正予定額	補正後予定額	主 な 内 訳
収 入	企業債	2, 554, 900	△ 740, 500	1, 814, 400	公共下水道事業債 △ 653, 000 特定環境保全公共下水道事業債 △ 87, 500
	出資金	1, 290, 000	△ 330, 000	960, 000	区画整理事業分 △ 330, 000
	国庫補助金	1, 476, 100	△ 25, 502	1, 450, 598	社会資本整備総合交付金 △ 25, 502
	受益者負担金	90, 679	48, 387	139, 066	
	工事負担金	10, 128	△ 3, 128	7, 000	
合 計		5, 421, 807	△ 1, 050, 743	4, 371, 064	

### ○資本的支出

(単位：千円)

科 目		既決予定額	補正予定額	補正後予定額	主 な 内 訳
建 設 改 良 費	管渠整備費	5, 642, 766	△ 191, 182	5, 451, 584	汚水管渠建設事業 △ 117, 373 汚水管渠支障移転事業 △ 12, 970 汚水管渠布設事業 △ 57, 300 雨水管渠整備事業 △ 3, 000
	ポンプ場整備費	575, 900	0	575, 900	
	流域下水道建設負担金	133, 674	0	133, 674	
	固定資産購入費	2, 588	△ 130	2, 458	工具器具及び備品 △ 130
	償還金	2, 784, 587	0	2, 784, 587	
合 計		9, 139, 515	△ 191, 312	8, 948, 203	
収 支		△ 3, 717, 708	△ 859, 431	△ 4, 577, 139	

\* 収支不足額4, 577, 139千円は、損益勘定留保資金等により補填。



平成30年度

豊田市 一般会計 特別会計 当初予算資料



平成30年度 各会計別当初予算総括表

(単位:千円・%)

区分		平成30年度	構成比	平成29年度	構成比	比較	増減率	備考
一般会計		180,300,000	71.7	178,300,000	69.6	2,000,000	1.1	議案第44号
特別会計	国民健康保険	35,486,372	14.1	41,972,651	16.4	△ 6,486,279	△ 15.5	議案第45号
	土橋	1,560,138	0.6	3,068,016	1.2	△ 1,507,878	△ 49.1	
	地区画整理	1,293,336	0.5	2,966,515	1.2	△ 1,673,179	△ 56.4	議案第46号
	花園	2,963,209	1.2	2,924,868	1.1	38,341	1.3	
	分譲住宅建設	10,310	0.0	7,449	0.0	2,861	38.4	議案第47号
	卸売市場	216,293	0.1	221,146	0.1	△ 4,853	△ 2.2	議案第48号
	水道水源保全	60,126	0.1	109,264	0.0	△ 49,138	△ 45.0	議案第49号
	母子父子寡婦福祉	59,300	0.0	44,698	0.0	14,602	32.7	議案第50号
	介護保険	23,852,116	9.5	21,938,546	8.6	1,913,570	8.7	議案第51号
	財産区	盛岡 賀茂	4,084 7,072	0.0 0.0	3,842 7,073	0.0 0.0	242 △ 1	6.3 △ 0.0
後期高齢者医療		4,771,932	1.9	4,630,885	1.8	141,047	3.0	議案第53号
産業用地造成		814,256	0.3	77,220	0.0	737,036	954.5	議案第54号
小計		71,098,544	28.3	77,972,173	30.4	△ 6,873,629	△ 8.8	
合計 (一般会計+特別会計)		251,398,544	100.0	256,272,173	100.0	△ 4,873,629	△ 1.9	
企業会計	水道事業会計	収入 支出	13,824,054 19,392,455	— —	14,299,402 18,938,993	— —	△ 475,348 453,462	△ 3.3 2.4
	下水道事業会計	収入 支出	14,467,160 17,962,184	— —	14,261,975 17,516,145	— —	205,185 446,039	1.4 2.5
	支出合計	37,354,639	—	36,455,138	—	899,501	2.5	
総計 (一般会計+特別会計 +企業会計)		288,753,183	—	292,727,311	—	△ 3,974,128	△ 1.4	

# 一般会計款別集計表

平成30年度当初予算

(議案第44号)

(歳入)

(単位:千円・%)

款	平成30年度	構成比	平成29年度	構成比	比較	増減率
1 市 税	115,589,640	64.1	97,785,828	54.8	17,803,812	18.2
2 地 方 譲 与 税	1,235,000	0.7	1,258,000	0.7	△ 23,000	△ 1.8
3 利 子 割 交 付 金	127,000	0.1	121,000	0.1	6,000	5.0
4 配 当 割 交 付 金	496,000	0.3	558,000	0.3	△ 62,000	△ 11.1
5 株式等譲渡所得割交付金	424,000	0.2	418,000	0.2	6,000	1.4
6 地 方 消 費 税 交 付 金	8,512,000	4.7	8,271,000	4.6	241,000	2.9
7 ゴルフ場利用税交付金	382,000	0.2	390,000	0.2	△ 8,000	△ 2.1
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	724,000	0.4	729,000	0.4	△ 5,000	△ 0.7
9 地 方 特 例 交 付 金	308,000	0.2	304,000	0.2	4,000	1.3
10 地 方 交 付 税	3,600,000	2.0	5,100,000	2.9	△ 1,500,000	△ 29.4
11 交通安全対策特別交付金	65,000	0.0	64,000	0.0	1,000	1.6
12 分 担 金 及 び 負 担 金	412,694	0.2	410,212	0.2	2,482	0.6
13 使 用 料 及 び 手 数 料	3,067,561	1.7	3,139,813	1.8	△ 72,252	△ 2.3
14 国 庫 支 出 金	17,358,549	9.6	22,178,148	12.4	△ 4,819,599	△ 21.7
15 県 支 出 金	9,287,864	5.2	9,754,241	5.5	△ 466,377	△ 4.8
16 財 産 収 入	357,369	0.2	571,436	0.3	△ 214,067	△ 37.5
17 寄 附 金	4,183	0.0	4,493	0.0	△ 310	△ 6.9
18 繰 入 金	3,628,996	2.0	9,737,193	5.5	△ 6,108,197	△ 62.7
19 繰 越 金	2,000,000	1.1	2,000,000	1.1	0	0.0
20 諸 収 入	9,720,144	5.4	6,505,636	3.7	3,214,508	49.4
21 市 債	3,000,000	1.7	9,000,000	5.1	△ 6,000,000	△ 66.7
合 计	180,300,000	100.0	178,300,000	100.0	2,000,000	1.1

## 歳入の主な内訳

(単位：千円・%)

款	平成30年度	平成29年度	増減率	主な内訳
1 市 税	115,589,640	97,785,828	18.2	市民税 個人市民税 法人市民税 固定資産税 市たばこ税 事業所税 都市計画税
12 分担金及び負担金	412,694	410,212	0.6	こども園運営費負担金
13 使用料及び手数料	3,067,561	3,139,813	△ 2.3	こども園保育料 こども発達センター診療収入 道路・河川等占用料 市営住宅使用料 戸籍住民票等手数料 塵芥処理手数料
14 国庫支出金	17,358,549	22,178,148	△ 21.7	特別障がい者手当等 給付費負担金 障がい者自立支援事業費負担金 障がい児入所給付費等負担金 教育・保育給付費負担金 児童手当負担金 児童扶養手当負担金 生活保護費負担金 障がい者自立支援事業費補助金 子ども・子育て支援交付金 道整備交付金 社会資本整備総合交付金 国宝重要文化財等 保存整備費補助金

(単位：千円・%)

款	平成30年度	平成29年度	増減率	主な内訳
15 県支出金	9,287,864	9,754,241	△ 4.8	障がい者自立支援事業費負担金 1,392,564 障がい児入所給付費等負担金 311,957 後期高齢者医療保険 基盤安定拠出金 404,889 教育・保育給付費負担金 504,513 児童手当負担金 1,147,981 国民健康保険基盤安定負担金 1,030,986 土地区画整理公共施設 管理者負担金（寺部） 94,297 医療助成費補助金 1,002,435 福祉給付金支給費補助金 368,008 障がい者自立支援事業費補助金 96,222 介護施設等整備事業費補助金 163,137 子ども・子育て支援交付金 285,553 教育・保育給付費補助金 153,629 多面的機能支払補助金 126,066 産業空洞化対策補助金 230,438 都市基盤河川改修費補助金（一級河川安永川改修費補助金） 100,000 県民税徴収取扱費委託金 675,000
16 財産収入	357,369	571,436	△ 37.5	土地建物貸付収入 165,064 土地売払収入 95,137
17 寄附金	4,183	4,493	△ 6.9	社会福祉事業寄附金 3,500
18 繰入金	3,628,996	9,737,193	△ 62.7	財政調整基金繰入金 1,200,000 幹線道路建設基金繰入金 300,000 情報通信基盤整備基金繰入金 179,701 地域づくり振興基金繰入金 230,000 藤岡支所庁舎・藤岡交流館 整備基金繰入金 857,631 保健医療福祉基金繰入金 600,000

(単位：千円・%)

款	平成30年度	平成29年度	増減率	主な内訳
20 諸 収 入	9,720,114	6,505,636	49.4	中心市街地緊急活性化対策 貸付金元利収入 262,854 小規模企業等振興資金元金収入 366,000 商工業者事業資金元金収入 194,000 北地区再開発事業 貸付金元金収入 3,586,000 給食費収入 2,414,804 放課後児童健全育成事業 参加者負担金 247,449 広告料収入 11,176 資源ごみ売払収入 141,370 渡刈クリーンセンター売電収入 321,362 ラグビーワールドカップ2019 環境整備負担金 200,000
21 市 債	3,000,000	9,000,000	△ 66.7	総務債 270,400 衛生債 49,700 農林水産業債 110,400 土木債 1,528,500 消防債 195,300 教育債 845,700
合 計	180,300,000	178,300,000	1.1	

## (目的別歳出)

(単位：千円・%)

款	平成30年度	構成比	平成29年度	構成比	比較	増減率
1 議会費	851,461	0.5	881,488	0.5	△ 30,027	△ 3.4
2 総務費	18,401,291	10.2	18,312,824	10.3	88,467	0.5
3 民生費	56,618,234	31.4	53,706,089	30.1	2,912,145	5.4
4 衛生費	15,105,647	8.4	14,957,008	8.4	148,639	1.0
5 労働費	321,154	0.2	230,578	0.1	90,576	39.3
6 農林水産業費	2,779,135	1.5	2,837,715	1.6	△ 58,580	△ 2.1
7 商工費	4,668,683	2.6	4,465,688	2.5	202,995	4.5
8 土木費	34,212,543	19.0	41,143,681	23.1	△ 6,931,138	△ 16.8
9 消防費	7,405,969	4.1	7,487,595	4.2	△ 81,626	△ 1.1
10 教育費	27,302,229	15.1	21,500,523	12.1	5,801,706	27.0
11 災害復旧費	203,003	0.1	217,778	0.1	△ 14,775	△ 6.8
12 公債費	12,200,651	6.8	12,329,033	6.9	△ 128,382	△ 1.0
13 諸支出金	30,000	0.0	30,000	0.0	0	0.0
14 予備費	200,000	0.1	200,000	0.1	0	0.0
合計	180,300,000	100.0	178,300,000	100.0	2,000,000	1.1

## 歳出の主な内訳

(単位:千円・%)

款	平成30年度	平成29年度	増減率	主な内訳
2 総務費	18,401,291	18,312,824	0.5	職員退職手当 2,026,165
				低炭素社会モデル地区推進費 200,751
				交流館施設整備費 245,216
				拝母地域振興費 312,228
				高橋地域振興費 199,458
				上郷地域振興費 141,693
				高岡地域振興費 292,815
				猿投地域振興費 261,027
				松平地域振興費 100,623
				藤岡地域振興費 754,447
				小原地域振興費 244,077
				足助地域振興費 586,183
				下山地域振興費 248,392
				旭地域振興費 324,376
				稻武地域振興費 384,832
3 民生費	56,618,234	53,706,089	5.4	過誤納還付金 464,000
				国民健康保険特別会計繰出金 3,081,160
				介護保険事業特別会計繰出金 3,679,177
				子ども医療助成費 2,176,818
				心身障がい者医療助成費 846,129
				福祉給付金助成費 811,296
				障がい者手当給付費 735,506
				障がい者介護給付費 3,329,822
				障がい者訓練等給付費 1,427,379
				障がい者地域生活支援費 845,729
後期高齢者療養給付費負担金	2,800,782			後期高齢者療養給付費負担金 2,800,782
				後期高齢者医療特別会計繰出金 657,267

(単位：千円・%)

款	平成30年度	平成29年度	増減率	主な内訳
3 民生費 (つづき)				放課後児童健全育成費 987,497 私立こども園振興費 964,438 私立認定こども園振興費 528,401 教育・保育給付費 3,729,249 児童手当給付費 7,660,000 児童扶養手当給付費 1,279,709 児童発達支援費 1,051,078 生活保護扶助費 3,961,929
4 衛生費	15,105,647	14,957,008	1.0	豊田地域医療センター 施設等整備費 1,127,574 保健事業費 783,350 母子保健対策費 537,284 予防接種費 1,450,901 水道事業補助金 600,000 環境対策啓発費 189,533 ごみ収集事業費 970,999 逢妻衛生プラント費 346,810 渡刈クリーンセンター費 2,131,544 藤岡プラント費 530,752
5 労働費	321,154	230,578	39.3	就業支援費 99,992
6 農林業水費	2,779,135	2,837,715	△ 2.1	中山間地域等直接支払費 123,032 鳥獣対策費 71,044 農道整備費 92,464 農業用水路整備費 241,566 多面的機能支払費 172,589 林道開設・舗装・改良費 (18事業) 212,160 間伐材搬出利用促進費 (中核製材工場用地整備費ほか) 220,503

(単位：千円・%)

款	平成30年度	平成29年度	増減率	主な内訳
7 商工費	4,668,683	4,465,688	4.5	商業活性化対策費 236,885 工業振興推進費 185,724 産業立地政策推進費 1,101,580 産業用地造成事業 特別会計繰出金 814,255 資金融資費 560,000 豊田おいでんまつり開催負担金 214,650
8 土木費	34,212,543	41,143,681	△ 16.8	道路修繕費 1,999,639 橋りょう修繕・耐震対策費 1,344,598 市道新設・改良費（50事業） 1,807,936 歩道設置費 625,412 河川改良費 （一級河川安永川ほか） 1,394,052 土地区画整理 公共施設管理者負担金 3,510,766 土地区画整理事業助成補助金 1,194,000 都市計画事業地区画整理 特別会計繰出金 2,273,986 街路建設費（14事業） 681,840 特定道路建設費 2,830,819 特定道路改良促進費 511,940 下水道事業負担金 2,733,744 下水道事業出資金 1,080,000 緑地整備費 425,434 地域広場整備費 194,615 都心環境計画推進費 473,251 駅前通り北地区市街地再開発費 212,000 豊田市駅東口整備費 352,940 バス運行推進費 921,262 定住対策事業費 159,100

(単位：千円・%)

款	平成30年度	平成29年度	増減率	主な内訳
9 消防費	7,405,969	7,487,595	△ 1.1	常備消防活動費 1,055,888 非常備消防活動費 231,811 消防車両整備費 336,174 防災設備費 436,871 民間木造住宅耐震対策費 81,511
10 教育費	27,302,229	21,500,523	27.0	私立幼稚園振興費 313,043 教材備品整備費（小学校・中学校・特別支援学校） 648,122 施設整備費（小学校・中学校・特別支援学校） 1,498,124 施設整備費（こども園） 208,839 通学バス運行費 162,972 児童生徒対象事業費 299,409 学校給食協会委託費 2,122,192 歴史的町並み保存費 244,677 交流館建設費（藤岡交流館） 737,648 ラグビーワールドカップ 2019開催費 1,062,106 中央公園費 2,854,159 （仮）松平地域体育館費 800,521 美術館改修費 1,246,400
合計	180,300,000	178,300,000	1.1	

## 継 続 費

(単位:千円)

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
3 民生費	2 障がい者福祉費	民間障がい者施設用 地造成事業	43,800	平成30	24,400
	31	19,400			
	30	66,500			
4 衛生費	4 児童福祉費	高嶺こども園建設事業	1,050,000	31	853,800
		32		129,700	
		30		145,900	
8 土木費	2 道路橋りょう費	(仮) 外来療育施設建設事業	875,100	31	583,400
		32		145,800	
		30		703,000	
10 教育費	4 特別支援学校費	古瀬間聖苑改修事業	155,200	31	93,100
		30		62,100	
		31		30,700	
10 教育費	3 交通安全施設費	(仮) 南部1次救急診療所建設事業	183,800	31	122,600
		32		30,500	
		30		2,979,000	
10 教育費	7 社会教育費	豊田地域医療センター 再整備事業(その2)	11,598,000	32	5,968,000
		33		1,285,000	
		34		663,000	
10 教育費	8 文化体育費	橋りょう長寿命化修繕・耐震補強事業(平成記念橋)	950,000	30	250,000
		31		450,000	
		32		250,000	
10 教育費	8 文化体育費	歩道設置事業 (市道和会大林線外1路線)	250,000	30	129,000
		31		121,000	
		30		147,900	
10 教育費	7 社会教育費	豊田特別支援学校 空調機器整備事業	369,800	31	221,900
		30		123,000	
		31		290,000	
10 教育費	8 文化体育費	旧鈴木家住宅保存整備事業 (その3)	762,000	32	286,000
		33		63,000	
		30		55,900	
10 教育費	8 文化体育費	(仮) 松平地域体育館等 設計事業	66,000	31	10,100
		30		740,700	
		31		33,600	

## 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
本庁舎等総合管理業務委託事業	平成31年度から 平成32年度まで	628,600
地域バス運行負担事業（高岡地区）	平成31年度	42,100
宅地等地価調査業務委託事業	平成31年度から 平成32年度まで	39,900
納税通知書等作成・ 発送業務委託事業	平成31年度から 平成35年度まで	306,000
県議会議員選挙業務委託等事業	平成31年度	24,600
市議会議員選挙業務委託等事業	平成31年度	98,300
介護保険サービス事業所 実地指導業務委託事業	平成31年度から 平成32年度まで	31,200
特別養護老人ホーム建設費補助金	平成31年度	130,800
健診受診券等作成業務委託事業	平成31年度	2,600
救急医療・子育て相談コール センタ一運営業務委託事業	平成31年度から 平成33年度まで	93,000
放課後児童クラブ運営業務委託事業 (南東部ブロック)	平成31年度	151,700
放課後児童クラブ 警備業務委託事業(その2)	平成31年度から 平成32年度まで	1,700
西保見小学校仮設放課後活動室借上	平成31年度から 平成35年度まで	10,600
仮設園舎借上 (永新こども園外1園)	平成31年度から 平成35年度まで	8,300
古瀬間聖苑運営管理業務委託事業	平成31年度から 平成32年度まで	180,600
小型ワイドパッカー車取得事業	平成31年度	42,500
グリーン・クリーンふじの丘包括的 運転維持管理業務委託事業	平成31年度から 平成34年度まで	743,200千円及び物価 変動、消費税制度等 の変更に伴う増減額 の合計額を加算した 額
豊田市企業立地奨励条例に に基づく奨励金	交付決定から 5年以内	豊田市企業立地奨励 条例に基づき算定し た奨励金の額

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
鞍ヶ池公園園内移動車両業 運行業務委託事業	平成31年度から 平成33年度まで	45,000
鞍ヶ池公園プレイハウス外業 施設管理業務委託事業	平成31年度から 平成33年度まで	45,600
伊保小学校仮設校舎借上	平成31年度から 平成36年度まで	22,400
則定小学校仮設校舎借上	平成31年度から 平成38年度まで	8,700
新修及び配達業務委託事業 豊田市史出版物作成業	平成31年度	7,500
図書館ネットワーカ業 配送業務委託事業	平成31年度	35,300
男女共同参画事業 全国都市会議開催事業	平成31年度	4,800
豊田市土地開発公社による 公用用地の先行取得事業	平成30年度から 平成34年度まで	豊田市との協定により 豊田市土地開発公社が平成29年度以前に取得した用地及び 平成30年度に取得する用地に係る事業資金(次のとおり)、 利子及び事務費
(市道・街路)		4,973,681
(公園、緑地、広場)		240,612
(その他)		5,745,557

## 地 方 債

起債の目的	総務管理事業費始め13事業
限度額	3,000,000千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行
利 率	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共 団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
償還の方法	融資条件又は債権者との協定による。

## (性質別歳出)

(単位：千円・%)

区分	平成30年度	構成比	平成29年度	構成比	比較	増減率
人件費	31,433,176	17.4	30,929,801	17.3	503,375	1.6
物件費	32,811,858	18.2	31,740,242	17.8	1,071,616	3.4
維持補修費	2,784,972	1.5	2,466,532	1.4	318,440	12.9
扶助費	30,785,624	17.1	28,688,393	16.1	2,097,231	7.3
補助費等	20,395,720	11.3	22,129,648	12.4	△ 1,733,928	△ 7.8
普通建設事業費	37,153,981	20.6	36,374,863	20.4	779,118	2.1
補助事業費	7,572,676	4.2	16,021,720	9.0	△ 8,449,044	△ 52.7
単独事業費	29,581,305	16.4	20,353,143	11.4	9,228,162	45.3
災害復旧事業費	203,003	0.1	217,778	0.1	△ 14,775	△ 6.8
公債費	12,200,651	6.8	12,329,033	6.9	△ 128,382	△ 1.0
積立金	124,484	0.1	123,575	0.1	909	0.7
投資及び出資金	1,080,000	0.6	1,340,000	0.8	△ 260,000	△ 19.4
貸付金	560,000	0.3	1,531,000	0.9	△ 971,000	△ 63.4
繰出金	10,566,531	5.9	10,229,135	5.7	337,396	3.3
予備費	200,000	0.1	200,000	0.1	0	0.0
合計	180,300,000	100.0	178,300,000	100.0	2,000,000	1.1

## 平成30年度当初予算

## 特別会計

(単位：千円)

		(歳 入)			
		款	平成30年度	平成29年度	比 較
議案第45号	国民健康保険	1 国民健康保険税	7,892,784	8,428,958	△ 536,174
		2 国庫支出金	1	6,445,198	△ 6,445,197
		3 県支出金	23,731,507	2,500,246	21,231,261
		4 財産収入	500	395	105
		5 繰入金	3,655,431	3,964,632	△ 309,201
		6 繰越金	20,000	20,000	0
		7 諸収入	186,149	187,876	△ 1,727
		0 療養給付費等交付金	0	641,626	△ 641,626
		0 前期高齢者交付金	0	11,895,340	△ 11,895,340
		0 共同事業交付金	0	7,888,380	△ 7,888,380
		合 計	35,486,372	41,972,651	△ 6,486,279
		(歳 出)			
		款	平成30年度	平成29年度	比 較
		1 総務費	394,862	398,597	△ 3,735
		2 保険給付費	23,430,053	25,670,712	△ 2,240,659
		3 国民健康保険事業費納付金	11,246,504	0	11,246,504
		4 保健事業費	373,449	385,322	△ 11,873
		5 基金積立金	500	395	105
		6 諸支出金	36,004	0	36,004
		7 予備費	5,000	50,000	△ 45,000
		0 後期高齢者支援金	0	4,618,305	△ 4,618,305
		0 前期高齢者納付金	0	3,925	△ 3,925
		0 老人保健拠出金	0	164	△ 164
		0 介護納付金	0	1,696,922	△ 1,696,922
		0 共同事業拠出金	0	9,148,309	△ 9,148,309
		合 計	35,486,372	41,972,651	△ 6,486,279
(債務負担行為)					
事 項			期 間	限度額	
診療報酬明細書点検業務委託事業			平成31年度から 平成32年度まで	21,000	
健診受診券等作成業務委託事業			平成31年度	1,000	
特定保健指導業務委託事業			平成31年度	1,700	

(単位：千円)

議案第46号 都市計画事業 土地区画整理 (土 橋)	(歳 入)			
	款	平成30年度	平成29年度	比 較
	1 事 業 収 入	1	89,425	△ 89,424
	2 負 担 金	992,900	2,054,500	△ 1,061,600
	3 使用料及び手数料	96	473	△ 377
	4 繰 入 金	535,884	752,598	△ 216,714
	5 繰 越 金	1	1	0
	6 諸 収 入	31,256	171,019	△ 139,763
合 計		1,560,138	3,068,016	△ 1,507,878
都市計画事業 土地区画整理 (寺 部)	(歳 出)			
	款	平成30年度	平成29年度	比 較
	1 土橋土地区画整理費	1,560,138	3,068,016	△ 1,507,878
	合 計	1,560,138	3,068,016	△ 1,507,878
	(歳 入)			
	款	平成30年度	平成29年度	比 較
	1 事 業 収 入	1	42,680	△ 42,679
	2 負 担 金	633,600	1,608,740	△ 975,140
(歳 出)	3 使用料及び手数料	160	160	0
	4 繰 入 金	659,277	1,314,866	△ 655,589
	5 繰 越 金	1	1	0
	6 諸 収 入	297	68	229
	合 計	1,293,336	2,966,515	△ 1,673,179
	(歳 出)			
	款	平成30年度	平成29年度	比 較
	1 寺部土地区画整理費	1,293,336	2,966,515	△ 1,673,179
	合 計	1,293,336	2,966,515	△ 1,673,179

(単位：千円)

		(歳 入)		
		款	平成30年度	平成29年度
都市計画事業 地区画整理 つづき (花園)	1 事 業 収 入		1	1
	2 負 担 金	1, 884, 266	2, 170, 000	△ 285, 734
	3 使用料及び手数料	80	80	0
	4 繰 入 金	1, 078, 825	754, 503	324, 322
	5 繰 越 金	1	1	0
	6 諸 収 入	36	283	△ 247
	合 計	2, 963, 209	2, 924, 868	38, 341
		(歳 出)		
		款	平成30年度	平成29年度
議案第47号 分譲住宅 建設事業	1 花園地区画整理費	2, 963, 209	2, 924, 868	38, 341
	合 計	2, 963, 209	2, 924, 868	38, 341
		(歳 入)		
		款	平成30年度	平成29年度
議案第47号 分譲住宅 建設事業	1 事 業 収 入		1	1
	2 使用料及び手数料	31	33	△ 2
	3 繰 入 金	10, 275	7, 412	2, 863
	4 繰 越 金	1	1	0
	5 諸 収 入	2	2	0
	合 計	10, 310	7, 449	2, 861
		(歳 出)		
		款	平成30年度	平成29年度
議案第47号 分譲住宅 建設事業	1 宅 地 造 成 費	10, 210	7, 349	2, 861
	2 予 備 費	100	100	0
	合 計	10, 310	7, 449	2, 861

(単位：千円)

議案第48号 卸売市場	(歳 入)			
	款	平成30年度	平成29年度	比 較
	1 使用料及び手数料	102,048	102,157	△ 109
	2 繰 入 金	46,902	47,147	△ 245
	3 繰 越 金	1	1	0
	4 諸 収 入	67,342	71,841	△ 4,499
	合 計	216,293	221,146	△ 4,853
	(歳 出)			
	款	平成30年度	平成29年度	比 較
	1 卸 売 市 場 費	215,793	220,646	△ 4,853
	2 予 備 費	500	500	0
	合 計	216,293	221,146	△ 4,853
議案第49号 水道水源 保全事業	(歳 入)			
	款	平成30年度	平成29年度	比 較
	1 負 担 金	45,306	44,636	670
	2 財 産 収 入	158	84	74
	3 寄 附 金	1	1	0
	4 繰 入 金	14,658	64,540	△ 49,882
	5 繰 越 金	1	1	0
	6 諸 収 入	2	2	0
	合 計	60,126	109,264	△ 49,138
	(歳 出)			
	款	平成30年度	平成29年度	比 較
	1 水 道 水 源 保 全 費	60,126	109,264	△ 49,138
	合 計	60,126	109,264	△ 49,138

(単位：千円)

		(歳 入)		
		款	平成30年度	平成29年度
議案第50号 母子父子寡婦福祉 資金貸付事業	1 事 業 収 入	12,491	14,734	△ 2,243
	2 繰 入 金	3,509	2,429	1,080
	3 繰 越 金	43,298	27,533	15,765
	4 諸 収 入	2	2	0
	合 計	59,300	44,698	14,602

		(歳 出)		
		款	平成30年度	平成29年度
	1 貸 付 事 業 費	20,609	18,829	1,780
	2 公 債 費	38,691	25,869	12,822
	合 計	59,300	44,698	14,602

(単位：千円)

(歳 入)		平成30年度	平成29年度	比 較
議案第51号 介護保険事業	1 保 険 料	6,429,200	5,679,300	749,900
	2 手 数 料	1,060	1,685	△ 625
	3 国 庫 支 出 金	4,380,551	4,045,640	334,911
	4 支 払 基 金 交 付 金	5,996,894	5,715,642	281,252
	5 県 支 出 金	3,300,736	3,048,363	252,373
	6 財 産 収 入	334	199	135
	7 寄 附 金	1	1	0
	8 繰 入 金	3,737,300	3,441,551	295,749
	9 繰 越 金	1	1	0
	10 諸 収 入	6,039	6,164	△ 125
合 計		23,852,116	21,938,546	1,913,570
(歳 出)		平成30年度	平成29年度	比 較
	1 総 务 費	713,011	610,517	102,494
	2 保 険 給 付 費	21,564,376	20,073,284	1,491,092
	3 地 域 支 援 事 業 費	1,557,087	1,237,174	319,913
	4 基 金 積 立 金	1	1	0
	5 諸 支 出 金	7,641	7,570	71
	6 予 備 費	10,000	10,000	0
	合 計	23,852,116	21,938,546	1,913,570

(単位：千円)

議案第52号 財産区（盛岡）	(歳 入)			
	款	平成30年度	平成29年度	比 較
	1 財 産 収 入	3,725	3,707	18
	2 繰 入 金	281	132	149
	3 繰 越 金	1	1	0
	4 諸 収 入	77	2	75
	合 計	4,084	3,842	242
財産区（賀茂）	(歳 出)			
	款	平成30年度	平成29年度	比 較
	1 総 務 費	4,083	3,841	242
	2 基 金 積 立 金	1	1	0
	合 計	4,084	3,842	242
財産区（賀茂）	(歳 入)			
	款	平成30年度	平成29年度	比 較
	1 財 産 収 入	89	77	12
	2 繰 入 金	6,980	6,993	△ 13
	3 繰 越 金	1	1	0
	4 諸 収 入	2	2	0
	合 計	7,072	7,073	△ 1
財産区（賀茂）	(歳 出)			
	款	平成30年度	平成29年度	比 較
	1 総 務 費	7,071	7,072	△ 1
	2 基 金 積 立 金	1	1	0
	合 計	7,072	7,073	△ 1

(単位：千円)

議案第53号 後期高齢者医療	(歳 入)			
	款	平成30年度	平成29年度	比 較
1 後期高齢者医療保険料	4,104,596	3,965,650	138,946	
2 繰 入 金	657,267	655,417	1,850	
3 繰 越 金	1,000	1,000	0	
4 諸 収 入	9,069	8,818	251	
合 計	4,771,932	4,630,885	141,047	
議案第54号 産業用地 造成事業	(歳 出)			
	款	平成30年度	平成29年度	比 較
1 総 務 費	117,482	118,223	△ 741	
2 広 域 連 合 納 付 金	4,645,871	4,504,514	141,357	
3 諸 支 出 金	8,579	8,148	431	
合 計	4,771,932	4,630,885	141,047	
(継続費)	(歳 入)			
	款	平成30年度	平成29年度	比 較
1 産 業 用 地 造 成 費	804,256	67,220	737,036	
2 予 備 費	10,000	10,000	0	
合 計	814,256	77,220	737,036	
(継続費)	(歳 出)			
	款	平成30年度	平成29年度	比 較
1 産 業 用 地 造 成 費	804,256	67,220	737,036	
2 予 備 費	10,000	10,000	0	
合 計	814,256	77,220	737,036	
	(継続費)			
	款	項	事業名	総額 年度 年割額
1 産業用地 造成費	1 産業用地 造成費	花 本 地 区 産業用地造成事業	1,500,000	平成 30 700,000 31 500,000 32 300,000

平成30年度

豊田市水道事業会計当初予算資料

平成30年度 水道事業会計 当初予算総括表（議案第55号）

1 基本業務量

(単位：人・戸・m<sup>3</sup>・%)

項目	本年度	前年度	増減量	増減率	備考
給水人口	425,720	424,490	1,230	0.3	
給水戸数	172,060	171,100	960	0.6	
年間総配水量	50,349,000	49,723,000	626,000	1.3	
一日平均配水量	137,942	136,227	1,715	1.3	
年間有収水量	45,306,800	44,636,000	670,800	1.5	

2 収益の収入及び支出

○水道事業収益

(単位：千円・%)

科目	本年度 予定額	前年度 当初予定額	増減額	増減率	主な内訳
営業収益	給水収益	9,273,950	9,194,571	79,379	0.9
	受託工事収益	1,000	1,000	0	0.0
	その他営業収益	14,444	19,540	△ 5,096	△ 26.1
営業外収益	受取利息	1,329	1,402	△ 73	△ 5.2
	他会計負担金	54,685	64,556	△ 9,871	△ 15.3
	他会計補助金	600,000	600,000	0	0.0
	長期前受金戻入	1,374,745	1,368,940	5,805	0.4
	雑収益	159,426	158,813	613	0.4
特別利益	577	138,594	△ 138,017	△ 99.6	下水道使用料金徴収業務負担金
合計	11,480,156	11,547,416	△ 67,260	△ 0.6	130,040

○水道事業費用

(単位：千円・%)

科目	本年度 予定額	前年度 当初予定額	増減額	増減率	主な内訳
営業費用	原水及び浄水費	3,566,363	3,475,062	91,301	2.6
	配水及び給水費	1,393,568	1,450,940	△ 57,372	△ 4.0
	受託工事費	1,000	1,000	0	0.0
	業務費	363,027	353,640	9,387	2.7
	総係費	183,928	187,438	△ 3,510	△ 1.9
	減価償却費	4,754,618	4,704,761	49,857	1.1
営業外費用	資産減耗費	468,626	368,364	100,262	27.2
支払利息	378,780	430,065	△ 51,285	△ 11.9	企業債償還利息
雑支出	2,861	4,684	△ 1,823	△ 38.9	
消費税及び地方消費税	104,925	128,630	△ 23,705	△ 18.4	
特別損失	7,084	6,085	999	16.4	過年度損益修正損等
合計	11,224,780	11,110,669	114,111	1.0	
収支	255,376	436,747	△ 181,371	△ 41.5	

### 3 資本的収入及び支出

#### ○資本的収入

(単位：千円・%)

科 目	本年度 予定額	前年度 当初予定額	増減額	増減率	主 な 内 訳
収 入	企業債	200,000	200,000	0	0.0 上水道事業債
	工事分担金	1,681,335	2,070,868	△ 389,533	△ 18.8 区画整理事業等分担金 1,157,171
					下水道関連支障移転工事分担金 419,370
					土木工事支障移転工事分担金 63,079
					消火栓設置工事分担金 41,367
	国庫補助金	18,000	0	18,000	皆増 県水応急給水支援設備設置事業 18,000
	県補助金	108,208	99,508	8,700	8.7 水道管路緊急改善事業 40,700 重要給水施設配水管事業 44,333 基幹水道構造物耐震化事業 23,175
入 費	固定資産 売却収入	495	396	99	25.0 量水器売却収入 82 車両売却収入 241
	給水負担金	183,595	221,747	△ 38,152	△ 17.2 新規給水負担金 180,630 メータ一負担金 2,965
	他会計負担金	152,265	159,467	△ 7,202	△ 4.5 一般会計負担金(償還元金) 152,265
合 計		2,343,898	2,751,986	△ 408,088	△ 14.8

#### ○資本的支出

(単位：千円・%)

科 目	本年度 予定額	前年度 当初予定額	増減額	増減率	主 な 内 訳
建 設 改 良 費	水道拡張費	712,027	654,260	57,767	8.8 人件費(職員7人) 85,380 足助地区水道管延伸事業 211,813 下山開発区域送水事業 412,678
	水道整備費	5,885,053	5,674,917	210,136	3.7 人件費(職員31人) 273,315 配水管新設事業 187,284 配水管一般整備事業 241,020 経年管整備事業 480,305 下水道関連支障移転事業 662,520 区画整理、開発関連事業 748,193 支障移転事業 688,221 給水事業 234,833 施設整備事業 882,399 災害対策事業 1,411,086 配水区域再編事業 20,000 企画・計画事業 14,851
	固定資産 購入費	122,033	101,007	21,026	20.8 機械及び装置 66,384 車両運搬具 13,500 工具器具及び備品 42,149
償還金		1,448,562	1,398,140	50,422	3.6 企業債償還元金 1,448,562
合 計		8,167,675	7,828,324	339,351	4.3
収 支	△ 5,823,777	△ 5,076,338	△ 747,439	14.7	

\* 収支不足額5,823,777千円は、損益勘定留保資金等により補填。



平成30年度

豊田市下水道事業会計当初予算資料

## 平成30年度 下水道事業会計 当初予算総括表（議案第56号）

## 1 基本業務量

(単位：戸・m<sup>3</sup>・%)

項目	本年度	前年度	増減量	増減率	備考
下水道接続戸数	123,600	119,500	4,100	3.4	
年間総処理水量	33,525,000	33,113,000	412,000	1.2	
一日平均処理水量	91,849	90,720	1,129	1.2	

## 2 収益的収入及び支出

## ○下水道事業収益

(単位：千円・%)

科目	本年度 予定額	前年度 当初予定額	増減額	増減率	主な内訳
営業収益	下水道収益	4,090,517	4,029,635	60,882	1.5 下水道使用料 4,090,517
	他会計負担金	586,221	526,381	59,840	11.4 雨水処理一般会計負担金 586,221
	受託事業収益	0	24,000	△ 24,000	皆減
営業外収益	受取利息	156	126	30	預金利息 156
	他会計負担金	2,147,523	2,174,837	△ 27,314	△ 1.3 一般会計負担金 2,147,523
	他会計補助金	246,368	284,742	△ 38,374	△ 13.5 一般会計補助金 246,368
	国庫補助金	26,450	1,300	25,150	1,934.6 社会資本整備総合交付金 26,450
	長期前受金戻入	1,790,251	1,797,044	△ 6,793	△ 0.4
	雑収益	2,151	2,095	56	2.7 目的外使用料 1,883
特別利益		165	8	157	1,962.5 過年度損益修正益 8 車両売却益 157
合計		8,889,802	8,840,168	49,634	0.6

## ○下水道事業費用

(単位：千円・%)

科目	本年度 予定額	前年度 当初予定額	増減額	増減率	主な内訳
営業費用	汚水管渠費	376,491	278,956	97,535	35.0 人件費(職員6人) 57,445 汚水管渠管理費 287,513 下水道管理システム費 26,758 水質管理費 3,523
	污水ポンプ場費	110,638	96,435	14,203	14.7 汚水ポンプ場管理費 110,638
	污水処理場費	303,765	331,552	△ 27,787	△ 8.4 人件費(職員3人) 27,902 污水処理場管理費 274,680
	流域下水道維持管理負担金	1,361,417	1,341,628	19,789	1.5 矢作川流域 920,514 境川流域 440,903
	雨水施設費	171,104	119,635	51,469	43.0 人件費(職員5人、特別任用職員2人) 41,413 雨水ポンプ場管理費 96,945 雨水管渠管理費 29,507 雨水貯留浸透施設補助金 2,000
	業務費	210,538	211,034	△ 496	△ 0.2 人件費(職員5人、特別任用職員6人) 56,937 使用料徴収費 130,042 雨水貯留転用等補助金 20,873
	総係費	107,727	104,669	3,058	2.9 人件費(局長1人、職員8人) 88,804 普及宣伝費 1,241 貸倒引当金繰入額 3,256
	受託事業費	0	24,000	△ 24,000	皆減
	減価償却費	4,816,769	4,746,494	70,275	1.5 固定資産減価償却費 4,816,769
営業外費用	資産減耗費	121,390	162,543	△ 41,153	△ 25.3 固定資産除却費 121,390
	支払利息	873,092	943,164	△ 70,072	△ 7.4 企業債償還利息等 873,092
	雑支出	833	888	△ 55	△ 6.2
	消費税及び地方消費税	23,014	14,030	8,984	64.0
	特別損失	1,669	1,602	67	4.2 過年度損益修正損 1,669
合計		8,478,447	8,376,630	101,817	1.2
収支		411,355	463,538	△ 52,183	△ 11.3

### 3 資本の収入及び支出

#### ○資本的収入

(単位：千円・%)

科 目	本年度 予定額	前年度 当初予定額	増減額	増減率	主 な 内 訳	
収 入	企業債	2,815,400	2,554,900	260,500	10.2	公共下水道事業債 2,637,900 流域下水道事業債 148,600 特定環境保全公共下水道事業債 28,900
	出資金	1,080,000	1,290,000	△ 210,000	△ 16.3	一般会計出資金 1,080,000
	国庫補助金	1,390,000	1,476,100	△ 86,100	△ 5.8	社会資本整備総合交付金 1,390,000
	受益者負担金	118,128	90,679	27,449	30.3	
	工事負担金	173,826	10,128	163,698	1,616.3	
	固定資産 売却収入	4	0	4	皆増	車両売却収入 4
	合 計	5,577,358	5,421,807	155,551	2.9	

#### ○資本的支出

(単位：千円・%)

科 目	本年度 予定額	前年度 当初予定額	増減額	増減率	主 な 内 訳	
建 設 改 良 費	管渠整備費	5,959,078	5,642,766	316,312	5.6	人件費(職員31人、特任職員1人) 266,435 汚水管渠建設事業 3,747,808 測量設計等委託料 405,679 物件移転補償費 441,863 工事請負費 2,886,282 汚水管渠更新事業 437,800 物件移転補償費 13,500 工事請負費 424,300 汚水管渠支障移転事業 447,090 汚水管渠布設事業 92,233 取付管・公共ます設置工事 228,910 雨水管渠整備事業 8,000 雨水管渠更新事業 697,000 受益者負担金賦課徵収事務費 15,235
	ポンプ場整備費	504,680	575,900	△ 71,220	△ 12.4	雨水ポンプ場更新事業 479,300 企画・計画事業(施設台帳システム構築) 25,380
	処理場整備費	25,272	0	25,272	皆増	企画・計画事業(施設台帳システム構築) 25,272
	流域下水道 建設負担金	149,082	133,674	15,408	11.5	矢作川流域 105,213 境川流域 43,869
	固定資産購入費	20,410	2,588	17,822	688.6	機械及び装置 20,410
	償還金	2,825,215	2,784,587	40,628	1.5	企業債償還元金 2,825,215
	合 計	9,483,737	9,139,515	344,222	3.8	
	収 支	△ 3,906,379	△ 3,717,708	△ 188,671	5.1	

\* 収支不足額3,906,379千円は、損益勘定留保資金等により補填。

## 資料 1 の 2

### 平成 30 年 3 月 市議会 定例会 提 出 議 案 の 要 旨

#### 目 次

1 報告案件 .....	1
2 議決案件 .....	2

※ この資料は、議会開会当日、議場へ持参してください。

資料作成 平成 30 年 2 月 22 日



# 1 幸災告

## 報告第2号 専決処分の報告について

### 【処分内容等】

損害賠償額の決定について

こども園の保育中における傷害事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
平成30年2月16日 豊専第9号	平成29年10月4日前午前11時頃、透成こども園の園庭において、運動会のリレーの練習中に、ゴールした園児の首をゴールテープが擦過したもの
損害賠償額	83,600円
相手方の損害の程度	けい 頸部擦過創
備考	<p>1 事故発生の原因 ゴールテープの片端をテントの支柱に結び付けて使用したことによる。</p> <p>2 担当課 子ども部保育課</p> <p>3 事故の防止策 市内の全てのこども園において、ゴールテープを使用するときは、その両端を職員が保持することについて、周知徹底を図った。</p>

## 2 議決

### 議案第66号 豊田市職員定数条例の一部を改正する条例

#### 【要旨】

行政需要の変化に的確に対応し、適切な行政運営を実現するため、職員の定数を変更する。

#### 職員の定数の変更

職 員 区 分	現 行	平成30年4月1日以後
(1) 市長の事務部局の職員	2, 367人	2, 400人
(2) 公営企業の事務部局の職員	186人	182人
(3) 農業委員会の事務部局の職員	8人	10人
(4) 教育委員会の所管に属する学校の職員	17人	14人
(5) 消防部局の職員	505人	515人

【担当課：人事課】

## 議案第67号 豊田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

### 【要旨】

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に準じて、非常勤消防団員等に扶養親族がある場合における損害補償に係る補償基礎額の加算額を改定する。

扶養親族がある場合における損害補償に係る補償基礎額の加算額の改定

#### (1) 加算額の変更

加算対象の区分	補償基礎額の加算額（円）	
	現 行	平成30年4月1日以後
配偶者	333	217
22歳に達する日以後の最初の 3月31日までの間にある子	267	333

#### (2) 配偶者等がいない場合の加算額の廃止

配偶者等がいない場合の加算額を廃止する。

### 【備考】

補償基礎額

各種の損害補償（休業補償、傷病補償年金、障害補償、遺族補償及び葬祭補償）の額を算定する場合の基礎となる額

【担当課：（消）総務課】

## 議案第68号 平成29年度豊田市一般会計補正予算

### 【要旨】

繰越明許費の補正

繰越明許費を次表のとおり追加する。

款	項	事業名	金額
9 消防費	1 消防費	災害時情報通信設備整備事業	千円 201,000

【担当課：財政課】

# 資料 1 の 3

## 平成 30 年 3 月 市議会 定例会 提 出 議 案 の 要 旨

### 目 次

1 報告案件 .....	1
2 同意案件 .....	5

※ この資料は、議会開会当日、議場  
へ持参してください。

資料作成 平成 30 年 3 月 22 日



# 1 幸災告

## 報告第3号 専決処分の報告について

### 【処分内容等】

#### 1 損害賠償額の決定について

##### (1) 公用車による物損事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
平成30年2月27日 豊専第10号	平成30年1月12日午前8時3分頃、名古屋市緑区鳴海町字大清水地内において、公用車（高規格救急自動車）で方向転回するため相手方敷地に後退して進入したところ、門扉に接触したもの
損 害 賠 償 額	101,520円
相 手 方 の 損 害 の 程 度	門扉の損傷
備 考	<p>1 事故発生の原因 後退時における運転者の後方確認及び降車した同乗者による誘導が不十分であったことによる。</p> <p>2 事故当事者の所属 南消防署西分署</p> <p>3 事故の防止策 職場において、後退時には必ず十分に後方を確認すること及び同乗者が誘導する際には警笛等を利用し運転者と確実に連携することについて、周知徹底を図った。</p>

(2) 公用車による交通事故

専決年月日及び専決番号	事故内容
平成30年3月13日 豊専第12号	平成30年1月17日午前10時50分頃、花園町西大切地内において、公用車で走行中、信号機のないT字型交差点を左折して交差道路に進入したところ、当該交差道路の右方から直進してきた相手方車両に接触したもの
損害賠償額	343,233円
相手方の損害の程度	左後部のフェンダー及びホイールの損傷
過失割合	豊田市90%、相手方10%
備考	<p>1 事故発生の原因            道路進入時における周囲の安全確認が不十分であったことに加え、ハンドル操作を誤り、相手方車両が走行する車線に公用車の一部がはみ出たことによる。</p> <p>2 事故当事者の所属 建設部道路維持課</p> <p>3 事故の防止策            職場において、交通量の多い道路に進入するときは、ハンドルを切る前に進入先の道路状況を十分に確認し、安全を確保することについて、周知徹底を図った。</p>

(3) 公用車による交通事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
平成30年3月13日 豊専第13号	平成29年10月23日午後2時45分頃、東大島町キタハシ地内において、公用車で走行中、左方からキックスケーターで道路に進入してきた相手方と接触したもの
損 害 賠 償 額	522,582円
相 手 方 の 損 害 の 程 度	右足首の骨折
備 考	<p>1 事故発生の原因 見通しが悪い道路において、周囲の状況確認が不十分であったことによる。</p> <p>2 事故当事者の所属 環境部清掃業務課</p> <p>3 事故の防止策 職場において、建物や樹木の陰などにより見通しが悪い道路を走行するときは、子ども等が飛び出していく可能性等の危険予測を行い、慎重に運転することについて、周知徹底を図った。</p>

2 工事請負契約の変更について

中央公園園路舗装改修工事

区分	金額(単位 円)	議決議会、専決年月日等
変更前金額 (議決金額)	A 336,420,000	平成29年3月市議会定例会 議案第46号
変更後金額 (1回目)	B 338,806,800	平成29年6月5日 豊專第22号
変更後金額 (今回)	C 347,104,440	平成30年2月27日 豊專第11号
増減額	B-A 2,386,800 C-B 8,297,640 C-A 10,684,440	
主な 変更内容	1 交通誘導警備員の増加 (1) 307人 → 619人 (2) 園路舗装材の搬入出経路における公園施設利用者の往来が想定より多く、警備員を増員する必要があると判断したため  2 アスファルト舗装(基層)の追加 (1) アスファルト舗装(基層) 0m <sup>2</sup> → 1000m <sup>2</sup> (2) 園路の一部において、舗装高と既設構造物の高さを比較した結果、表層を均一にするために基層を調整する必要が生じたため	
備考	1 相手方 ヤハギ・安藤組建設共同企業体 代表者 豊田市小坂本町一丁目5番地10 ヤハギ道路株式会社 取締役社長 成田 達美  2 担当課 生涯活躍部スポーツ課  3 完成日 平成30年2月28日	

## 2 同意

### 同意第2号 教育委員会教育長の選任について

#### 【要旨】

教育委員会教育長として次の者を選任する。

選任する者

山 本 浩 司 (新任)

#### 【備考】

福嶋兼光教育長が平成30年3月31日付けで任期満了となるため

【担当課：教育政策課】